

林業・木材産業循環成長対策事業実施要領

令和5年6月19日林第409号制定

令和8年5月27日最終改正

林業・木材産業循環成長対策事業（以下「本事業」という。）の実施に当たっては、「森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱」（平成30年3月30日付け29林政政第893号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付要綱」という。）、「林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領」（令和5年3月30日4林政経第899号林野庁長官通知。以下「国実施要領」という。）、「林業・木材産業循環成長対策交付金の事業評価実施要領」（令和5年3月30日4林政経第900号林野庁長官通知。以下「国事業評価要領」という。）並びに新潟県補助金等交付規則（昭和32年2月12日新潟県規則第7号）及び新潟県林業関係交付金交付要綱（以下「県交付金交付要綱」という。）、「建築物等における県産材利用推進に関する基本方針」（平成23年10月12日）及び「県産材利用の取組方針」（平成23年10月12日）に規定するものの他、この要領（以下「県実施要領」という。）に定めるところによる。

第1 事業の目的

林業・木材産業が内包する持続性を高めながら成長発展させ、人々が森林の発揮する多面的機能の恩恵を享受できるようにすることを通じて、社会経済生活の向上とカーボンニュートラルに寄与する「グリーン成長」の実現を図るべく、川上から川下までの総合的な取組に対して支援を行うことを目的とする。

また、自然災害により被害を受けた施設の早期再建と生産活動の継続・発展を図るために必要な措置を行うことを目的とする。

第2 事業の内容等

本事業は、次に掲げるメニューにより構成されるものとし、メニューごとの事業内容等は国交付要綱別表2のとおりとする。

- 1 間伐材生産
- 2 路網整備・機能強化
- 3 省力・低コスト再造林対策
- 4 先進的な林業機械等の整備
- 5 木材加工流通施設等の整備
- 6 木質バイオマス利用促進施設の整備

- 7 特用林産振興施設等の整備
- 8 木造公共建築物等の整備
- 9 木材流通施設復旧対策
- 10 きのこ生産施設等復旧対策

第3 事業種目別基準等

第2のメニューごとの基準等については、国実施要領別表2によるほか、県実施要領別表1のとおりとする。

第4 事業計画の作成等

1 事業計画の作成

第2に掲げるメニューのうち、間伐材生産、路網整備・機能強化、省力・低コスト再造林対策、木材流通施設復旧対策及びきのこ生産施設等復旧対策においては事業実施主体、先進的な林業機械等の整備、木材加工流通施設等の整備、木質バイオマス利用促進施設の整備、特用林産振興施設等の整備及び木造公共建築物等の整備においては市町村長（以下「補助事業者」という。）は、本事業を実施しようとするときは、別表2に定めるメニューごとの実施要領により事業計画を作成し、様式1号により地域振興局長又は地区振興事務所長（以下「地域振興局長等」という。）を経由して知事に提出し、その承認を受けるものとする。

2 事前点検シートの作成

地域振興局長等は、補助事業者から提出のあった事業計画書を審査し、様式2号により事前点検シートを作成し、適切であると認められるときは知事に進達するものとする。

3 事業計画の承認

知事は、2により提出された事業計画についてその内容を審査し、適切であると認められる場合にはこれを承認し、補助事業者にその旨を通知する。

4 事業計画の変更

別表2に定めるメニューごとの実施要領に定める事業計画の著しい変更は、様式3号の事業計画変更承認申請書により行うものとし、2から3の規定を準用するものとする。

第5 助成措置

知事は、予算の範囲内において事業の実施に必要な経費の一部について、交付金を交付する。交付金により助成する個々の事業は、単年度に完了することを原則とし、交付の対象となる経費の範囲は、県交付金交付要綱別表のとおりとする。

第6 事業の実施

- 1 補助事業者は、地域の実情に鑑み、過剰とみられるような施設等の整備を排除する等、徹底した事業費の低減に努めるものとする。
- 2 補助事業者は、県交付金交付要綱別表に掲げる者とするが、いずれも、相当期間にわたって事業活動を継続すること、かつ、規約等により適正な運営が行われることが確実であると認められるものに限るものとする。
- 3 施設費に関する事業の実施に当たっての留意事項については、国実施要領別紙2のとおりとする。

第7 達成状況報告

補助事業者は、個別指標の達成状況について、様式4号により地域振興局長等を経由して次のとおり知事に報告しなければならない。

- 1 個別指標を設定し達成状況を報告するメニューは、国実施要領別表3の指標のガイドラインに記載の他、林業機械リース支援とする。
- 2 目標年度は、事業完了の翌年度（以下「調査初年度」という。）から起算して5年目とする。
- 3 調査年度及び報告年度

調査は、調査初年度から目標年度までのすべての年度において行うものとし、各調査年度の翌年度の7月末日までに知事に報告する。

また、施設を運営することにより得られる収入をもって当該施設運営に係る支出を賄う施設（以下「収支を伴う施設」という。）に係る収支実績についても、調査初年度（事業完了年度に営業実績がある場合は、その年度分も含める。）から目標年度までのすべての年度で調査を行い、各調査年度の翌年度の7月末日までに知事に報告する。

- 4 低調な施設等についての報告

3の報告で、事業計画に対し達成率が80%未満となった年度においては、施設ごとにその要因及び目標の達成に向けた取組を別様に記載し、達成状況報告に添付するものとする。

なお、第9により改善措置等を実施する場合は、改善計画の作成をもってこれに代えることができる。

第8 事業評価

- 1 補助事業者は、国実施要領第7に定める事前評価及び事後評価の結果について、様式5号により地域振興局長等を経由して知事に報告するものとする。
ただし、木材流通施設復旧対策及びきのこ生産施設等復旧対策については、

事業評価は不要とする。

- 2 事前評価の報告は、別表 2 に示すメニューごとの実施要領に定める事業計画書の提出時に行うものとする。
- 3 事後評価は、第 7 の達成状況報告と併せて知事に報告するものとする。
また、収支を伴う施設については調査初年度から起算して 3 年目についても費用対効果分析を行い、知事に報告するものとする。

第 9 改善措置等

- 1 補助事業者は、事業計画において設定した個別指標の達成状況が低調である場合は、その原因を調査・分析するとともに、中小企業診断士（中小企業支援法（昭和 38 年法律第 147 号）第 11 条に定める中小企業の経営診断の業務に従事する者）等による経営指導及び事業実施主体によるその要因及び推進体制、施設の利用計画等の見直し等目標の達成に向けた方策を内容とする改善計画の作成を含む目標達成に向けた措置（以下「改善措置」という。）を実施し、様式 6 号により地域振興局長等を経由して知事に報告するものとする。ただし、自然災害や社会的・経済的事情の著しい変化等、補助事業者の責に帰することのできない予測不能な事態によるものを除く。
- 2 低調である場合とは、次の（1）及び（2）の場合とする。
 - （1）事業計画に定める指標の目標年度までの期間において、個別指標の目標値の達成率が 3 年間連続して 70%未満となった場合又は単年度で 50%未満となった場合。
 - （2）事業計画に定める指標が目標年度において、個別指標の目標値の達成率が 70%未満となった場合。
- 3 補助事業者は、改善措置を実施した場合は、改善措置を実施した年度の翌年度から起算して 5 年間、改善措置に対する達成状況を様式 6 号に準じて地域振興局長等を経由して知事へ報告するものとする。
- 4 知事は、改善措置を実施しても、なお目標の達成率が 50%未満である場合は、事業の中止又は条件を付した事業の継続等の検討を行うものとし、その結果を林野庁長官等へ報告するものとする。

第 10 指導及び助言

知事は、第 7 により補助事業者から報告を受けた目標の達成状況が低調である場合には、指導・助言を行うものとする。

第 11 事業実施条件

補助事業者は、事業の実施に当たって、別紙 1 の条件を遵守しなければならない

い。

第 12 交付決定前着手

交付対象事業の着手（装置等の発注を含む。）は、原則として県からの交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、交付決定前に着手する必要がある場合は、補助事業者は、必要性を十分検討した上で、その理由を具体的に付して、様式 7 号により知事に提出することとする。

第 13 繰越

1 箇所又は 1 施設の個々の事業については、単年度で完了することを原則とする。ただし、補助事業者は、やむを得ない理由により事業を繰越する必要があるときは、あらかじめ地域振興局長等と協議の上、適当と認められた場合は、様式 8 号により繰越承認申請書を地域振興局長等を経由して知事に提出するものとする。

なお、繰越承認申請書の提出期限及び添付書類の種類については別途通知する。

第 14 事業の推進体制

- 1 知事は、補助事業者に対して、事業実施に係る資料の提出を求めることができることとし、必要に応じて指導、助言等を行う。
- 2 補助事業者は、本事業により整備した施設について、様式 9 号により実行台帳を 2 部作成し、1 部は地域振興局等を経由して知事に提出し、1 部は処分制限期間中保管するものとする。
- 3 補助事業者は、事業目的の達成に努め、本事業を円滑かつ効果的に実施するとともに、施設については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

第 15 事業要望調書の作成

市町村長は先進的な林業機械等の整備、木材加工流通施設等の整備、木質バイオマス利用促進施設の整備、特用林産振興施設等の整備及び木造公共建築物等の整備の事業要望を、実施年度の前年度の 9 月末日までに、様式 10 号により地域振興局長等を経由して知事に提出するものとする。

第 16 その他

事業実施に必要な事項については、本要領に定めるものの他、別表 2 に示すメニューごとの実施要領において定める。

第 17 経過措置

「林業・木材産業成長産業化促進対策事業実施要領」は廃止する。ただし、この通知に基づいて令和 4 年度までに実施された事業に係る報告並びに令和 4 年度から繰り越された事業で令和 5 年度以降に実施されるものに係る執行、報告及び改善措置等に関する規定の適用については、なお従前の例による。

附則 この要領は、令和 5 年 6 月 19 日から適用する。

附則 この要領は、令和 6 年 3 月 12 日から施行し、令和 5 年度事業から適用する。

附則 この要領は、令和 6 年 5 月 23 日から施行し、令和 6 年度事業から適用する。ただし、改正前の本要領に基づいて実施された事業に係る執行等の規定の適用については、なお従前の例による。

附則 この要領は、令和 7 年 5 月 21 日から施行し、令和 7 年度事業から適用する。ただし、改正前の本要領に基づいて実施された事業に係る執行等の規定の適用については、第 7 の 3 を除き、なお従前の例による。

附則 この要領は、令和 8 年 5 月 27 日から施行し、令和 8 年度事業から適用する。

別表1 事業種目別基準（県）

メニュー	事業種目	採択基準（県）
間伐材生産	間伐材生産 関連条件整備活動等（間伐等と一体的に実施）	①原則 1ha あたりの搬出材積が 40m ³ 以上であること。 ②森林所有者等から書面により事業実施の承諾を得ていること。 ③生産基盤強化区域内で行うこと。 ④事業実施面積の過半から搬出すること。
路網整備・機能強化	林業専用道（規格相当）整備 （関連条件整備活動を含む）	①利用区域面積が 10ha 以上であること。 ②地権者から書面により事業実施の承諾を得ていること。 ③開設後 3 年以内に出材を伴う施業が計画されていること。
	既設林業専用道（規格相当）及び森林作業道の補強	①林業専用道（規格相当）は実施後 3 年以内、森林作業道は実施後 2 年以内に出材を伴う施業が計画されていること。
	森林作業道整備 （関連条件整備活動及び既設森林作業道の補強を含む）	①主に先進的な林業機械の走行が可能な路網であること。 ②開設後 2 年以内に出材を伴う施業が計画されていること。
	林道等の機能強化 （単独型・一体型）	①実施後 3 年以内に、出材を伴う施業が計画されていること。
	森林作業道の機能強化	①開設後 3 年以上を経過していること。 ②実施後 2 年以内に出材を伴う施業が計画されていること。
省力・低コスト 再造林対策	一貫作業システム	①森林所有者等から事業実施の承諾が得られていること。
木材加工流通 施設等の整備	木材加工流通施設整備 森林バイオマス等活用施設整備	①木材製品の製造、加工、流通を行う事業者等と連携した地域材の利用計画となっていること。
木造公共建築 物等の整備	木造公共施設整備	①使用木材量のうち県産材の占める割合が 6 割以上であること。

※本表に記載のないメニューについては、国実施要領別表 2 に記載のとおりとする。

別表2 メニューごとの実施要領一覧

別記1	林業・木材産業循環成長対策事業（間伐材生産）実施要領
別記2	林業・木材産業循環成長対策事業（路網整備・機能強化）実施要領
別記3	林業・木材産業循環成長対策事業（省力・低コスト再造林対策）実施要領
別記4	林業・木材産業循環成長対策事業（先進的な林業機械等の整備・林業機械リース支援）実施要領
別記5	林業・木材産業循環成長対策事業（木材加工流通施設等の整備）実施要領
別記6	林業・木材産業循環成長対策事業（木質バイオマス利用促進施設の整備）実施要領
別記7	林業・木材産業循環成長対策事業（特用林産振興施設等の整備）実施要領
別記8	林業・木材産業循環成長対策事業（木造公共建築物等の整備）実施要領
別記9	林業・木材産業循環成長対策事業（木材流通施設復旧対策）実施要領
別記10	林業・木材産業循環成長対策事業（きのこ生産施設等復旧対策）実施要領

交付金交付の条件

- 1 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成 30 年 3 月 30 日 29 林政政第 893 号農林水産事務次官依命通知）、林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和 5 年 3 月 30 日 4 林政経第 899 号林野庁長官通知）、林業・木材産業循環成長対策交付金の事業評価実施要領（令和 5 年 3 月 30 日 4 林政経第 900 号林野庁長官通知）並びに新潟県補助金等交付規則（昭和 32 年 2 月 12 日新潟県規則第 7 号）及び新潟県林業関係交付金交付要綱、「建築物等における県産材利用推進に関する基本方針」（平成 23 年 10 月 12 日）及び「県産材利用の取組方針」（平成 23 年 10 月 12 日）の定めによるほか、林業・木材産業循環成長対策事業実施要領等に従わなければならない。
- 2 補助事業者は、交付金事業に要する経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 3 補助事業者は、交付金事業の内容の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 4 補助事業者は、交付金事業を中止又は廃止しようとする場合は、知事の承認を受けなければならない。
- 5 補助事業者は、交付金事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付金事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- 6 補助事業者は、交付金の交付を申請するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金等に係る消費税仕入控除税額が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した各事業主体については、次の条件に従わなければならない。
 - (1) 補助事業者は、交付金事業の実績報告を行うに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。
 - (2) 補助事業者は、実績報告の提出後に、消費税の申告により交付金事業に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告において(1)により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定のあった日の翌年6月15日までに、知事に報告しなければならない。

- 7 補助事業者は、この交付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を、交付金事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

また、交付金事業により取得し又は効用の増加した財産については、処分制限期間を経過するまでの間、当該財産の取得事業名、取得価格、交付金の額、取得時期、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間（以下「処分制限期間」という。）及び処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した財産管理台帳（様式9号）並びにその他必要な関係書類を整備保管しなければならない。

- 8 補助事業者は、この交付金に係る経理を、他の経理と明確に区分して行わなければならない。

- 9 補助事業者は、交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産については、交付金事業完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、交付金交付の目的に従って使用し、その効率的な運営を図らなければならない。

- 10 補助事業者は、交付金事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、処分制限期間においては、知事の承認を受けずに、交付金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

また、処分制限期間内に知事の承認を得て当該財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部を知事に納付させることがある。

ただし、交付金事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が交付金の交付申請書に記載してある場合は、次の条件により知事の承認を受けたものとする。

- (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率等を乗じた金額を納付すること。
- (2) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

- 11 補助事業者は、交付金事業により設置した別記に掲げる施設等が、当該施設等の転用制限基準に該当することとなる場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

また、知事の承認を得て、当該施設等の転用又は用途変更をした場合は、当該転用に係る施設等につき交付を受けた交付金相当額の全部又は一部を知事に納付しなければならない。

ただし、公用、公共用及び天災地変その他やむを得ない事由のため前記により難しい場合には、知事に協議することができる。

- 12 補助事業者は、交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産及び設置した施設等がそれぞれ処分制限期間及び転用制限期間内に交付金交付の目的を達することができなくなった場合は、速やかに知事に協議し、その指示に従って当該財

産の取得又は当該施設等の設置に要した交付金相当額の全部又は一部を知事に納付しなければならない。

- 13 補助事業者は、交付金事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、交付金事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 14 補助事業者は、13 により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合わせ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別紙様式 1 による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。
- 15 補助事業者は、森林関係法令への違反等その行為態様や社会的影響等を勘案して不適切だと判断される行為を行ってはならない。
- 16 市町村以外の補助事業者は、交付金の申請に当たり、15 を約した「誓約書」（県交付金交付要綱別記に規定する様式）を添付しなければならない。
- 17 市町村以外の補助事業者は、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）（【事業者向け】又は【事業者団体向け】）（令和 3 年 2 月 26 日付け 2 林政経第 458 号林野庁長官通知）」又は「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：木材産業）（【事業者向け】又は【事業者団体向け】）（令和 3 年 2 月 26 日付け 2 林政経第 168 号林野庁長官通知）」を踏まえて作業安全に関する取組を行うものとし、林野庁が定める「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：【林業】又は【木材産業】）（【事業者向け】又は【事業者団体向け】）チェックシート」を記入の上、事業計画の申請に当たり、知事へ提出するものとする。ただし、過去 1 年以内に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもって、これに代えることができる。
- 18 補助事業者は、国実施要領の別記様式 1 号－1 の「みどりチェック」チェックシート（林業事業者等向け）又は別記様式 1 号－2 の「みどりチェック」チェックシート（その他民間事業者・自治体等向け）を記入の上、事業計画の承認申請及び事業完了の報告に当たり、知事へ提出するものとする。
- 19 補助事業者は、事業の完了により相当の収益が生ずると認められる場合には、交付金の全部又は一部を知事に納付させることがある。
- 20 補助事業者は、次のいずれにも該当してはならない。
 - (1) 暴力団（新潟県暴力団排除条例（平成 23 年新潟県条例 23 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 役員等（法人である場合には役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者
 - (4) 暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - (5) 自己、その属する法人、法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用して
いる者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど暴力

団の維持運営に協力し、又は関与している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(8) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

- 21 補助事業者が知事から交付された交付金を更に他の事業実施主体へ交付するときには、交付金事業に係る交付金の交付申請、受領及び交付金の交付並びに事業実施の指導監督に係る事務を行うとともに、上記 1 から 20 までに掲げる条件と同趣旨の条件を付さなければならない。

別記（第11関係）

施設等	転用制限基準	交付金の返還範囲
林業専用道（規格相当） 森林作業道	交付金交付年度の翌年度から起算して5年以内に当該林業専用道（規格相当）及び森林作業道について、その全部又は一部が転用若しくは用途変更をされ、又は補助目的を達成することが困難になったとき。	全部又は一部
間伐材生産（不良木の淘汰、鳥獣害防止施設等） 樹木園等 樹林造成（新植、保育） 発生環境整備等（栽培地） ほだ場整備	交付金交付年度の翌年度から起算して5年以内に当該林地又は当該施設の全部又は一部が転用されたとき。（当該林地を売り渡し若しくは譲渡し、又は賃貸権、地上権等を設定した林地以外の用途に転用する場合を含む。）	全部又は一部
貯木場 （附帯道路、増設・舗装を含む。） 広場 （附帯道路を含む。） 作業ポイント その他土地整備 （大蔵省令に定めるものを除く。）	交付金交付年度の翌年度から起算して8年以内に施設等の全部又は一部が目的以外に転用され残存施設等では所期の目的を達成することが困難になったとき。	全部又は一部

別紙様式1（第14関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔補助事業者〕 様

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省及び新潟県の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

(注1) 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

(注2) この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

(注3) この申立書において、新潟県の機関とは、本庁各部局（室）及び地域機関をいう。

(注4) 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省及び新潟県の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

様式1号

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

申 請 者
住 所
氏名(名称)

年度林業・木材産業循環成長対策事業(〇〇_(注))計画書の提出について

年度林業・木材産業循環成長対策事業(〇〇_(注))を実施したいので、林業・木材産業循環成長対策事業実施要領第4の1の規定に基づき、下記のとおり事業計画書を提出します。

記

1 事業計画書 別添のとおり

(注)〇〇については、メニュー名を記載する。

事前点検シート

項目	チェック欄					備考欄
	市町村名					
	メニュー名					
	事業実施主体名					
	工種					
(1)	森林・林業基本計画、全国森林計画、地域森林計画、林業労働力の確保の促進に関する基本計画、木材安定供給確保事業に関する計画等をはじめ、その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか。					
(2)	事業実施関係者のみならず、関連部局、地域住民等との合意形成・連携・調整が図られているか。					
(3)	計画主体、事業実施主体及び関係者で協議会を設置するなど、事業の推進体制は確立されているか。					
(4)	目標値については、県における各種計画の目標数値との整合が図られており、かつ、情勢の変化や前年度の施策の効果の評価を踏まえて算定し、関係者の合意が得られたものであるか。(どのような手段により、どのような者と合意形成を図ったか備考欄に記載すること。)					
(5)	前年度までの計画と同一の目標値を掲げている場合、本計画の目標値は、前年度までの計画の目標値を上回っているか。(上回っていない場合、その理由が整理されているか。)(県が作成する計画等の目標数値を適用しない場合、現状値及び目標値設定の根拠(理由)を備考欄に記載のこと。)					
(6)	事前点検シートに掲げる項目について、判断根拠となる書類を保存しているか。					
(7)	他省補助金との重複はないか。					
(8)	事業実施主体の適正性					
	ア 国事業計画に記載されている事業実施主体か。					
	イ 実施要領に定める事業実施主体の種類ごとの要件を満たしているか。					
	ウ 先進的な林業機械等の林業機械の導入は、知事が選定した林業経営体となっているか。					
	エ 事業を相当期間継続することが確実であり、規約等により適切な施設運営が行われることが確実であると認められるか。					
	オ 事業費3,000万円以上の場合、法人化しているか。					
	カ 過去に実施した林野庁補助事業等について、改善計画を作成した若しくは会計実地検査において、目標の達成度合いが低調等の指摘を受けていないか。					
	キ カに該当する場合、事業を実施する妥当性は認められるか。					
(9)	施設用地が確保されている又は確保される見通しがついており、事業の実施期間(施設の耐用年数相当)継続して使用できる見込みがあるか。					
(10)	適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか。					
(11)	補助対象となる施設を担保に供することを前提とするような資金調達計画となっていないか。(国の制度資金を除く。)					
	ア 制度融資名					
	イ 金融機関名					
(12)	自力若しくは他の助成によって整備に着手した施設を本対策に切り替えて交付対象とするものでないか。					
(13)	個々の施設整備については、単年度で事業が完了するような計画となっているか。					

事前点検シート

項目	チェック欄					備考欄
	市町村名					
	メニュー名					
	事業実施主体名					
	工種					
(14) 事業費積算等の適正性						
ア 事業費の算出は、新潟県等の標準単価や歩掛り等を基準として適正に行われているか。						
イ 整備コスト等の低減に努めているか。(木質バイオマス利用促進施設の整備と木造公共建築物等の整備については、PFI等の適用を検討することにより、事業全体のコスト低減を図っているか。)						
ウ 建設費が施設ごとの上限事業費の範囲内となっているか。						
エ 下限事業費が定められている場合は、その金額以上となっているか。						
オ 附帯施設・備品は交付対象として適正か。(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)						
(15) 施設等の仕様は、都道府県等において一般的に使用されているものを基準としているか。						
(16) 施設等の規模、構造、設置場所については、目的に合致するものとなっており、計画を達成する手段として過大となっていないか。						
(17) 周辺の環境や景観への配慮がなされており、また、当該地域に係る土地利用計画に即しているものとなっているか。						
(18) 建物に係る敷地整備の面積は、建坪の概ね3倍以内となっているか。						
(19) 新技術を導入する場合は、現地での事業効果の発現が十分に明らかとなっているか。						
(20) 個々の事業の受益戸数は5戸以上となっているか。(受益戸数を記入すること。)						
(21) 個人施設への補助ではないか、また、目的外使用のおそれはないか。						
(22) 施設の入替え、増築、改築、併設又は合体を行う場合、古品古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領に定める要件を全て満たしているか。						
(23) 施設の整備に当たり、木造を検討したか。木造が困難な場合、施設における木材利用を検討したか。困難な場合、理由を整理したか。						
(24) 収支を伴う施設の適正性(収支を伴う施設に限る。)						
ア 適正な収支計画を策定しているか。						
イ 事業費が5,000万円以上の施設については、計画の経営診断を実施し、指摘された改善点を事業計画に反映した上で計画を策定しているか。						
	経営診断日					
ウ 補助残に対する自己資金の割合が概ね12%以上となっているか。						
エ 補助残に対し融資を受ける場合は、金融機関等から融資が確実であるか。						
オ 財務状況が健全であるか。						
カ 生産ラインの増設等の生産量の増加を伴う施設を追加する場合は、実施要領に定める下記要件を全て満たしているか。						
	追加事業実施年度において、目標年度における目標数値を達成、又は達成されることが確実であるか。					
	需要先が確保され、供給量の増大が可能であるか。					

事前点検シート

項目	チェック欄					備考欄
	市町村名					
	メニュー名					
	事業実施主体名					
	工種					
	追加事業実施年度の直近の単年度収支が黒字、又は黒字になることが確実であるか。					
	資金の調達が確実であるか。					
キ	原料の入手先や製品の販路が継続的に確保されているか。特に、木質バイオマス利用促進施設の整備のうち木質バイオマス供給施設整備については、地域の燃料材の需給状況を踏まえた確実な原料入手の計画があるか。					
ク	森林組合が単独で事業実施主体となる場合は、森林経営管理法(平成30年法律第35号)第36条第2項の規定により都道府県知事が公表する民間事業者として登録を受けているか、又は中核組合に認定されているか。(令和12年度までに限る。)					
(25)	国実施要領に定める施設ごとの要件を満たしているか。					
(26)	先進的な林業機械等の林業機械の導入については、既存機械も含めたシステムの中で生産性、稼働率の向上や効率化に資するものであるか。					
(27)	木材加工流通施設等の整備において、施設を整備する場合、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分のうち柱、横架材(梁及び桁)及び土台については、「日本農林規格等に関する法律」(昭和25年法律第175号)の規定に基づき、格付けがされたものかつ地域材を使用することになっているか。					
(28)	木材加工流通施設等のうち、急な需要動向の変化に中長期的な視点から対応し、ストック機能や安定した木材製品供給力の強化を図る取組については、県実施要領別記5の別記様式第1号の3「急な需要動向の変化に対応する取組」により、その内容が適正であると確認したか。					
(29)	木材加工流通施設等の整備のうち、事業費が5億円以上の新設の事業については、県附帯事務費を活用し、県が地域の既存の木材加工流通施設を含む関係者に対して、当該事業の原木調達等の計画内容を情報提供し、地域の合意形成を確認のうえ、当該事業が個別に定める目標を達成できるよう取り組む計画となっているか。					
(30)	木材加工流通施設等の整備のうち、1施設当たりの総事業費が7億円を超える必要がある場合には、事業計画の作成に当たり、原木調達量や調達価格、製品の販売価格、事業収支の妥当性等について、外部有識者を交えてその内容を検証する実行可能性調査を実施し、その結果を反映しているか。					
(31)	木材加工流通施設等の整備については、事業実施に当たり、県実施要領別記5の別記様式第1号の4「森林資源の持続性確保のためのチェックリスト」により、森林資源の持続性の確保に係る適切な対応がされていると確認したか。					
(32)	木材加工流通施設等の整備のうち、JAS構造用製材の供給力強化の取組については、県実施要領別記5の別記様式第1号の5「JAS構造用製材の供給力強化の取組」によりその内容が適正であると確認したか。					
(33)	木材加工流通施設等の整備のうち、木材製品の供給力強化に向けた工場間連携又は工場再編の取組については、県実施要領別記5の別記様式第1号の6「木材製品の供給力強化に向けた工場間連携又は工場再編の取組」によりその内容が適正であると確認したか。					
(34)	木質バイオマス利用促進施設の整備のうち、「地域内エコシステム」の構築に資する取組については、県実施要領別記6の別記様式第1号の4「地域内エコシステム確認シート」により、その内容が適正であると確認したか。					

事前点検シート

項目	チェック欄					備考欄
	市町村名					
	メニュー名					
	事業実施主体名					
	工種					
(35)	木質バイオマス利用促進施設の整備のうち木質バイオマス供給施設整備について、電気事業者による再生可能エネルギーの電気の調達に関する特別措置法第9条の再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けた発電施設が「地域活用要件」の内容を満たす場合、県実施要領別記6の別記様式第1号の5「地域活用要件確認シート」によりその内容が適切であると確認したか。					
(36)	事業による効果の発現の見通し	/	/	/	/	/
	ア 費用対効果分析は算定要領に基づいて実施しているか。					
	イ 算定される効果に係る数量、単価等の根拠は明確であるか。					
	ウ 上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか(算定数値を記入すること)。					
(37)	整備後の施設の管理・運営の見通し	/	/	/	/	/
	ア 施設の維持・管理に関する規則や計画を策定しているか。					
	イ 施設の管理・更新に必要な資金の調達について検討済みか。					
(38)	労働安全の取組	/	/	/	/	/
	ア 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:【林業】又は【木材産業】)(【事業者向け】又は【事業者団体向け】)チェックシートは作成されているか。					
	イ 施設等の整備に当たって、労働安全コンサルタント等の専門家の診断は受けているか。 未実施の場合、事業実施翌年度までに実施予定となっているか。					
(39)	国実施要領に定める「みどりチェック」チェックシート(林業事業者等向け)又は「みどりチェック」チェックシート(その他民間事業者・自治体等向け)は作成されているか。					
(40)	事業実施主体(ただし、市町村、森林整備法人等を除く)(※)は、集約化構想の作成に参画する等、森林の集積・集約化に取り組むこととしているか。 ※特用林産振興施設等の整備及び木造公共建築物等の整備を除く					
(41)	木造公共建築物等の整備を実施する事業実施主体(ただし、市町村等の公的機関に限る)は、集約化構想の作成に参画する等、森林の集積・集約化の推進に関わることとしているか。					
(42)	間伐材生産、路網整備・機能強化、省力・低コスト化再造林対策、先進的な林業機械等の整備を実施する事業実施主体(ただし、市町村、森林整備法人等を除く)は、経営管理等する森林面積を増加させる目標を立てているか。					
(43)	木材加工流通施設等の整備を実施する事業実施主体(プレカット事業者及び運送事業者等は除く)は、原木供給者(市場等を除く)からの要請に応じて、または定期的に原木価格の協議の実施に努めているか。					

(注)

- 1 チェック欄には、各事業実施主体ごとに該当する項目を満たしていることを確認し「○」を、該当なしの場合は「-」を記入すること。
(必要に応じて名称等を記入。)
- 2 チェック欄は、適宜加除すること。

新潟県知事 様

申 請 者
住 所
氏名(名称)

年度林業・木材産業循環成長対策事業(〇〇_(注1))計画変更承認申請書

年 月 日付け林第 号をもって事業計画の承認の通知のあった事業について、下記のとおり変更したいので、林業・木材産業循環成長対策事業実施要領第4の4の規定に基づき、申請します。

記

- | | |
|---------|--------|
| 1 変更理由 | 別紙のとおり |
| 2 変更の概要 | 別紙のとおり |

- (注) (1) 〇〇については、メニュー名を記載する。
- (2) 事業計画書の様式に準じて作成した変更事業計画書を添付すること。
- (3) 変更事業計画書のうち、数量や事業費等については、上段に変更前を()書き、下段に変更後を裸書きとする。
- (4) 変更理由及び変更の概要は鑑文に直接記載せず、別葉(任意様式)とすること。

様式4号

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

申 請 者
住 所
氏名(名称)

林業・木材産業循環成長対策事業達成状況報告書

林業・木材産業循環成長対策事業実施要領第7の規定に基づき、目標達成状況について下記のとおり報告します。

記

1. 事業の概要

(1) 実施年度

(2) 事業種目

(3) 実施市町村

(4) 事業実施主体

(5) 事業内容及び事業量

(6) 事業費

2. 目標達成状況

別紙のとおり

個別事業評価

林業・木材産業循環成長対策事業

(1) 施設の利用状況

目標	メニュー	事業種目	事業実施主体	施設等区分	設置年度	個別指標 (目標値)	達成状況					備考
							1年目 (○年度)	2年目 (○年度)	3年目 (○年度)	4年目 (○年度)	目標年度 (○年度)	

(注)

- 1 「個別指標」の欄には、事業計画に記載した個別指標及び目標値を記載すること。
- 2 「達成状況」の欄には、上段に目標値に対する各年度の実績を、下段に達成率(実績/各年度の目標値)を記載すること。
ただし、数値を縮減する(減少させる)ことを目標とする指標における達成率については、各年度の目標値/実績とすること。
- 3 報告年度については、県実施要領第7の3又は第9の3に基づくこと。
- 4 利用料等を徴収する施設を整備した場合は、施設全体の実績のほか、利用料金等を徴収する施設ごとの実績についても記載すること。
- 5 木材加工流通施設等の整備について、製品出荷量実績におけるJASの格付率又は入荷量に占めるJAS製材品の割合の報告を要する場合は、達成率の下に括弧書き%単位で記載すること。
- 6 木造公共建築物等の整備については、個別指標の実績のほか、以下の項目をとりまとめて併せて報告すること。
(1)国実施要領別表2の1の「14木造公共施設整備」の(2)の④に係るJAS製材品の使用量、同表の14の(2)の⑤に係る地域材及び合法伐採木材の使用量を備考欄に記入する。
(2)調査初年度から目標達成年度までにおいて、国実施要領別表2の1の「14木造公共施設整備」の(2)の⑧の木材利用を通じた社会的課題解決の指標の状況をとりまとめて添付すること。
- 7 木質バイオマス利用促進施設の実備については、未利用木質資源以外の木質バイオマスを利用した場合、「達成状況」欄の木質バイオマス利用量の実績の下段へ、その内数として未利用木質資源以外の木質バイオマスの利用量を()書きにより記載し、備考欄にその内容を()書きで記載すること。
- 8 林業機械(リース含む。)については、個別指標の達成状況のほか、毎年度の機械の稼働時間及び稼働日数を備考欄に記載すること。
- 9 国実施要領別表2の2の「9 林業機械リース支援」の(2)の⑩の達成状況報告は、本様式により行い、施設等区分欄にはリース物件の林業機械名称を、個別指標(目標値)欄及び達成状況の目標年度欄にはリース期間満了年度の事業実施主体ごとの素材生産量及び素材生産性の計画値を記載すること。

(2) 収支実績

メニュー	事業種目	事業実施主体	施設等区分	設置年度	項目	目標値	報告年度					備考
							運用開始年度	1年目 (○年度)	2年目 (○年度)	3年目 (○年度)	4年目 (○年度)	
					収入							
					支出							
					収支差							
					収入のうち 公的資金等							
					収入							
					支出							
					収支差							
					収入のうち 公的資金等							

(注)

1 「収支実績」については、以下の収支を伴う施設について記載すること。

- | | | | |
|------------|--------------|-----------------|--------------------|
| ①木材製材施設 | ⑥木材加工施設 | ⑪木材集出荷販売施設 | ⑯品質向上・物流拠点施設 |
| ②集成材加工施設 | ⑦木材材質高度化施設 | ⑫森林バイオマス再利用促進施設 | ⑰チップ加工施設 |
| ③プレカット加工施設 | ⑧特用林産物生産施設 | ⑬木質エネルギー等利用促進施設 | ⑱新しい木材活用のための加工供給施設 |
| ④丸棒加工施設 | ⑨特用林産物加工流通施設 | ⑭木質バイオマス供給施設 | ⑲直交集成板加工施設 |
| ⑤杭加工施設 | ⑩廃菌床等活用施設 | ⑮合・単板加工施設 | |

なお、利用料金等を徴収する施設を整備した場合は、施設全体の実績のほか、利用料金等を徴収する施設ごとの実績についても記載すること。

- 2 「施設等区分」については、上記1の(1)に該当する場合は①から⑱までを、1の(2)に該当する場合は機種を記載すること。
- 3 項目の「収入のうち公的資金等」欄には、収入のうち市町村の一般財源や森林組合の他事業からの流用等施設の運営による収入以外の収入を記載すること。(収入の内数)
- 4 「目標値」の欄には、事業計画書の作成段階における収支計画を記載すること。
- 5 「報告年度」は、県実施要領第7の3に基づくこととし、実績を年度ごとに記載すること。
- 6 「目標年度」の欄には、目標年度の収支を記載すること。
- 7 「収入」は、販売額又は利用料等とすること。
- 8 「支出」は、固定経費及び変動経費の合計とし、減価償却費等支出に計上すべきものを正確に積み上げること。

(3) 個別事業の評価及び今後の課題とその解決策

目標	メニュー	事業種目	事業実施主体	施設等区分	設置年度及び目標年度	個別事業により実施した目標の分析とその評価	今後の課題とその解決策

(注)

- 1 事業実施主体が導入した施設等区分ごとの目標年度における評価等を記載すること。但し、(1)施設の利用状況における実績(達成率)が県実施要領第9の2に定める低調である場合においても作成すること。
- 2 「設置年度及び目標年度」欄は、上段に設置年度、下段に目標年度を記載すること。

(4)木材製品の製造、加工、流通を行う事業者等との連携の実績

連携した事業者	地域材利用に関する連携した取組内容

(注)

- 1 「木材製品の製造、加工、流通を行う事業者等との連携の実績」については、木材加工流通等施設について記載する。
- 2 行については、適宜加除すること。

様式5号

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

申 請 者
住 所
氏名(名称)

林業・木材産業循環成長対策事業の事業評価について

林業・木材産業循環成長対策事業実施要領第8の規定に基づき、事前評価(事後評価)の結果を報告します。

※投資効率の算定過程を明らかとする資料を添付すること。

別紙

費用対効果分析結果報告書

- 1 事業実施主体
- 2 実施地域名
- 3 事業実施年度 年度
- 4 費用対効果分析結果総括表

メニュー	事業種目	市町村	事業実施主体	施設名 (路線名)	効果計測項目	投資効率

- 5 費用対効果分析結果個別表(作業道等関連施設等)

路線名		分析対象期間		年
事業年度	年度	総事業費	千円	
開設延長	m	利用区域面積	ha	

効果項目		効果額 (千円)	備考
区分	項目		
効果額計	B	千円	
費用計	C	千円	うち維持管理費 千円
投資効率	B/C		
マイナス効果の概要			
上記施設整備に係る森林伐採面積(作業道敷等)		ha	
伐採材積		m ³ /ha	
年成長量		m ³ /ha	

- (注) 1 効果額は、現在価値(割引後)を記載する。
 2 備考欄には、評価期間に係る伐採量等を記載する。
 3 算定根拠となる参考資料を添付すること。
 4 費用対効果分析を行った単位施設ごとに作成すること。

6 費用対効果分析結果個別表(生産関連施設等、特用樹林造成等)

施設名

区 分	効 果 等
投下した総事業費 A(千円)	
効果の内訳 ① ② ~	
年総効果額 B(千円/年)	
総合耐用年数 C(年)	
還元率 D	
妥当投資額 $E=B \div D$ (千円)	
廃用損失額 F(千円)	
投資効率 $G=(E-F) \div A$	

- (注) 1 各区分における算定根拠となる参考資料を添付すること。
 2 特用樹林造成等の場合には、年効果額を年効果額の効果合計額に読み替えて記載すること。
 3 効果の内訳については、算定した効果額ごとに記載すること。

様式6号

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

申 請 者
住 所
氏名(名称)

林業・木材産業循環成長対策事業改善措置実施報告

林業・木材産業循環成長対策事業実施要領第9の規定に基づき、改善措置を講じたので報告します。

記

- 1 基本的事項
 - (1) 目標
 - (2) 事業実施箇所
 - (3) 個別指標の達成状況(指標、目標値、実績値)
- 2 改善措置の内容(要因分析・今後の改善策等を記載)
- 3 改善措置の実施時期
- 4 添付書類
 - (1) 事業実施主体による改善計画書等
 - (2) 経営指導の実施状況及び内容等がわかる書類[※]

※例: 中小企業診断士等による経営診断書、改善コンサルティング報告書等

様式7号

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

申 請 者
住 所
氏名(名称)

年度林業・木材産業循環成長対策事業交付決定前着手届

林業・木材産業循環成長対策事業実施要領第12の規定に基づき、別記条件を了承の上、下記のとおり届け出ます。

記

1. メニュー名
2. 事業費
3. 事業実施主体
4. 着手予定年月日
5. 交付決定前の着手を必要とする理由

(別記条件)

1. 交付決定を受けるまでの期間に天災等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合は、これらの損失は事業実施主体が負担すること。
2. 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議を申し立てないこと。
3. 当該施策については、着工から交付決定を受ける期間内においては計画の変更は行わないこと。

様式8号

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

申 請 者
住 所
氏名(名称)

年度林業・木材産業循環成長対策事業繰越承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付金交付決定通知のあった標記事業について、林業・木材産業循環成長対策事業実施要領第13の規定に基づき、下記のとおり事業の繰越しを承認されたく関係書類を添えて申請します。

記

1. 事業の繰越を必要とする金額 金 円
2. 1のうち交付金額 金 円
3. 事業繰越理由
4. 繰越事業完了予定年月日
5. 添付書類

林業・木材産業循環成長対策事業実行台帳

(1)実績概要

実施年度	年度	計画承認	林第 号 年 月 日	工期	着工日	完了日
					年 月 日	年 月 日
メニュー名						
市町村名	(例) ○○○市	事業実施主体名	会社名等 事業主体所在地 代表者名	施工箇所名	(例) 新潟県○○○市△△▲▲番地	
事業目的						
設定指標	指標項目		現状値	目標値	伸び率(%)	目標年度
						年度

(2)実績表

事業種目	工種又は 施設区分①	工種又は 施設区分②	工種又は 施設区分③	工種又は 施設区分④	呼称単位		事業費(税込) (円)	負担区分					処分制限期間	
					A	B		国費	県費	市町村費	公庫資金	その他	耐用 年数	処分制限 年月日
計														

※実績表の事業種目、工種又は施設区分等は国実施要領別表2を参照し記載すること。

様式10号

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

市町村長

年度林業・木材産業循環成長対策事業要望調書の提出について

年度の林業・木材産業循環成長対策事業を実施したいので、林業・木材産業循環成長対策事業実施要領第15の規定に基づき別紙のとおり要望調書を提出します。

年度林業・木材産業循環成長対策事業要望調書

事業実施主体	メニュー	事業種目	実施市町村	事業内容			事業費 税込(円)	交付金額				個別指標			費用対効果分析の結果	公庫資金	備考	
				工種又は 施設区分	数量	単位		国費 (円)	県費 (円)	附帯事務 費(国費) (円)	合計 (円)	個別指標	単位	現状値				目標値
														(年度)				(年度)
計																		

(注)

- 1 メニュー及び個別指標については、国実施要領別表4に定める事項を記載すること。
- 2 事業種目については、県交付金交付要綱附表2の該当事業種目を、事業内容については、県交付金交付要綱附表2の工種又は施設区分①～④(必要に応じて具体名を併せて記載。)及び数量を記載すること。
- 3 実施市町村は、施設等整備を予定している市町村名を記載すること。
- 4 事業実施主体欄には、国実施要領別表2の事業実施主体欄の各事業実施主体ごとの番号①～⑯を事業実施主体名の前に記載のこと。
- 5 交付金(国費)欄の事業費については、附帯事業費を含めて記載すること。また、備考欄には、メニューごとの附帯事業費の計を上段に「附帯事業費 円」と、下段にはその交付金(国費)分を()書きで記載すること。
- 6 交付対象物件を担保にし、自己資金の全部又は一部について国の融資制度を受ける場合には、備考欄に「融資該当有」と記載すること。
- 7 日本政策金融公庫資金の林業構造改善事業推進資金(補助事業を用いないが事業計画と一体となって実施する単独融資事業も含む。)又は農林漁業施設資金を希望する場合は、「公庫資金」の欄に「○」を付すこと。
- 8 その他(該当する場合は、備考欄に記載すること)
 - (1) 木材加工流通施設等の整備については、位置づけられている広域流通構想等の構想名
 - (2) 木材加工流通施設等の整備及び木造公共建築物等の整備のうち、建築物木材利用協定を締結している場合は協定の名称を記入。(併せて協定の写しを添付し、提出すること。)
 - (3) 木造公共建築物等の整備については、交付対象事業費を記入。
 - (4) 木造公共建築物等の整備のうち、エコスクールに関する取組については、認定学校名
 - (5) 木造公共建築物等の整備のうち、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律に即した市町村方針に基づく取組については方針名
 - (6) 木質バイオマス利用促進施設の整備のうち、「バイオマス産業都市構想」又は「分散型エネルギーインフラプロジェクト」のマスタープランに基づく取組については、その名称及び公表年月日を記入。
 - (7) 施設の貸付を行うものにあつては、貸付を計画している事業体名を備考欄に記入する。
 - 9 先進的な林業機械等の整備(林業機械リース支援)の個別指標及び目標値欄は、事業実施主体ごとのリース期間満了年度における素材生産の計画数量を記載し、費用対効果分析の結果欄は記載しない。

* 行については、適宜加除のこと。

別記 1

林業・木材産業循環成長対策事業（間伐材生産）実施要領

第 1 目的

この事業は、意欲と能力のある林業経営体に森林の経営・管理を集積・集約するとともに、間伐材生産等に対して支援する。

第 2 交付の条件

この交付金は、県実施要領の別紙 1 に掲げる事項を条件として交付するものとし、交付決定に際し県実施要領の別紙 1 及び別記を付すものとする。

第 3 事業計画の作成

- 1 事業実施主体は、事業計画書（別添様式）を作成し、地域振興局長又は地区振興事務所長（以下「地域振興局長等」という。）を経由して知事に提出する。
なお、事業計画書は原則、市町村単位で作成するものとする。
- 2 事業計画において、取り組みの内容・手法を明示する。
- 3 地域振興局長等は、事業実施主体から提出のあった事業計画書を審査及び、事業計画チェックリスト（別紙様式 1 号）を作成し、適切と認められるときは知事に進達するものとする。
なお、地域振興局長等は、必要に応じて、事業実施主体に対して事業の実施に関する資料等の提出を求めることができる。
- 4 知事は、提出された事業計画内容が適切と認められるときはこれを承認し、予算の範囲内で事業実施主体にその旨を通知する。

第 4 事業計画の変更

- 1 事業実施主体は、当該事業計画の内容を著しく変更して実施する必要がある場合、速やかに変更事業計画を作成し、地域振興局長等を経由して知事に提出するものとする。
なお、著しい変更とは以下に該当する場合を指す。
 - (1) 事業実施地区の変更
 - (2) 森林整備面積の 30% を超える減少
 - (3) 事業量の増又は定額単価の増により交付金の増額申請を行う場合
- 2 地域振興局長等は、事業実施主体から提出のあった変更事業計画書を審査し、やむを得ないと認められるときは知事に進達するものとする。
- 3 知事は、提出された変更事業計画内容がやむを得ないと認められるときはこれを承認し、事業実施主体にその旨を通知する。

第 5 事業の内容・採択基準等

- 1 事業の内容及び、事業実施主体については、国交付要綱の別表 2 の (1) の①「間伐材生産」及び県交付金交付要綱別表 J-1 による。また、事業の採択基準等は、国実施要領の別表 2 の I の 1 の 1 及び、県実施要領別表 1 の「間伐材生産」による。
- 2 関連条件整備活動等（森林作業道整備）については、新潟県森林作業道作設指針（平成 23 年 4 月 13 日付け林第 65 号）に基づき整備するものとし、設計・施工管理は、県実施要領別記 2 の第 6 に準じるものとする。

第 6 交付事務及び事業遂行のための報告等

- 1 着手報告
事業の着手は県交付金交付要綱に基づく交付金交付決定後に行うものとする。ただし、第 3 の 4 の事業計画の承認後に、やむを得ない事情により交付決定前の着手を必要とする場合は、県実施要領第 12 に規定する交付決定前着手に係る届出を行うものとする。
事業実施主体は、事業に着手したときは着手報告書（別紙様式 2 号）を速やかに知事に提出するものとする。
- 2 事業遂行状況報告
事業実施主体は、県交付金交付要綱に規定する事業の状況報告を、必要に応じて知事に提出するものとする。

3 完了報告

事業実施主体は、事業が完了したときは事業完了報告書（別紙様式3号）を知事に提出するものとする。

第7 検査

知事は、事業実施主体から事業完了報告書の提出があったときは、速やかに完了検査を行うものとする。

完了検査は、新潟県林業関係補助事業検査規程（昭和48年11月20日付け新潟県告示第1591号）及び新潟県林業関係補助事業検査要領（昭和53年10月13日付け林第1310号）等に基づくほか、新潟県民有林造林事業竣工検査要領（平成20年4月1日付け林第219号）及び要領の運用（平成20年4月1日付け林第219号）に準じて行うものとする。

第8 定額補助単価

定額補助単価については、別に知事が定めるものとする。

第9 補助金額の算定

補助金額は、定額単価から求められる額と事業の実行に要した経費の比較によりいずれか低い額で算定するものとする。

第10 整備森林の管理等

- 1 事業実施主体は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）同施行令（昭和30年政令第255号）等、国、県の関係通達等に従うものとする。
- 2 事業実施主体は、当該事業によって整備された森林の一部または全部が、県実施要領の別記（別紙関係）に掲げる期間内に皆伐または他用途への転用等がなされる場合にあっては、事前に申請書（別紙様式4号）を提出し知事の承認を受けるものとする。
- 3 事業実施主体は、当該事業によって整備された森林が天災その他の災害等によって本数率で30%以上の被害を受けたときは、新潟県民有林造林補助事業実施要領の補助金交付事務の造林地被害報告に準じて知事に報告するものとする。

第11 その他

- 1 事業実施主体が、この要領により知事に提出する書類は、地域振興局長等を経由するものとし、提出部数は2部（知事1部、地域振興局長等1部）とする。
- 2 新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第3条第1項によって地域振興局長等に執行が委任された事業については、第6及び第7において「知事」とあるのを「地域振興局長等」と読み替えるものとする。
- 3 事業実施主体は、「事業計画書」及び「事業完了報告書」の写しを実施地域を所管する市町村に報告し、市町村は、特定間伐等促進計画及び集約化推進計画の実行把握等に努めるものとする。

附則 この要領は、令和5年6月19日から施行する。

附則 この要領は、令和6年5月23日から施行する。

附則 この要領は、令和7年5月21日から施行する。

附則 この要領は、令和8年5月27日から施行する。

事業計画チェックリスト

事業実施主体
確認日地区名
確認者

○ 事業計画等の内容

番号	内 容	適 否	備 考
1	森林整備にかかる将来像と課題、施策の基本方針は地域の状況を反映しているか？		
2	個別指標は適切に設定しているか？		
3	計画内容は適切か？ (経費や予定補助金の設定は適切か？)		
4	取り組み内容は具体的か？		
5	1 ha あたりの搬出材積が 40 m ³ 以上であるか？		
6	生産基盤強化区域において行われるものであるか？ (生産基盤強化区域位置図に実施箇所が示されているか？)		
7	事業実施面積の過半から搬出する計画か？		

○ 事業計画書付表の内容

番号	内 容	適 否	備 考
1	森林経営計画対象森林において、当該森林経営計画に基づいて計画されている間伐か？ 森林経営計画が作成されていない森林の場合、国実施要領の別表 2 の 1 の 1 (1) ③において定める採択基準に基づき、森林経営計画の作成に関する同意書を作成しているか？		
2	1 施行地が 0.1ha 以上であるか？ (1 施行地とは原則として接続する区域とする。)		
3	関連条件整備活動の対象森林の調査と森林整備地域活動支援補助金等による活動との区分は明確か？		

新潟県知事 様

申 請 者
住 所
氏名（名称）

年度林業・木材産業循環成長対策事業（間伐材生産）着手報告書

標記事業について、下記のとおり着手したので報告します。

記

事業実施 主体	市町村	実施 地区	実施予定 内容	面積 (ha)	間伐率 (%)	搬出 材積 (m ³)	事業費 (見込) (円)	交付金 (見込) (円)	事業実施予定 期間	備考
									年 月 日 から 年 月 日	

※委託等によって、関連条件整備活動等を実施する場合は備考にその旨記載する

添付書類

- 1 関連条件整備活動等を委託によって実施する場合
① 契約書の写し ② 工程表の写し

第 年 月 日
号

新潟県知事 様

申 請 者
住 所
氏名（名称）

年度林業・木材産業循環成長対策事業（間伐材生産）完了報告書

年 月 日付け 第 号で交付金交付決定通知のあった標記事業について、下記のとおり完了したので報告します。

記

事業実施内容

別紙のとおり

別紙

事業実施内容

番号	市町村	実施地区	実施内容	間伐面積 (ha)	間伐等の実施				関連条件整備活動等						備考
									(注1)			(注1)			
					間伐率 (%)	搬出材積 (m ³)	事業費実績 (円)	交付金(見込) (円)	開設延長 (m)	事業費実績 (円)	交付金(見込) (円)	実施内容	事業費実績 (円)	交付金(見込) (円)	
計															

※請負等に付した場合は、契約ごとに記載すること。

※請負の場合は、備考欄に請負と記載すること。

※注1には実施した関連条件整備活動等（森林作業道の整備、対象森林の調査等、鳥獣害防止施設）を記載すること。

添付書類

- 1 取組状況資料（条件整備活動日報等・問い合わせ資料・説明会資料等の写し）
- 2 付表
- 3 施業図（1:5,000）
- 4 工事着手前・完了写真
- 5 出来高設計書の写し（請負等によって実施した場合のみ）
- 6 「みどりチェック」チェックシート（林業事業者等向け）又は「みどりチェック」チェックシート（その他民間事業者・自治体等向け）

新潟県知事 様

申 請 者
住 所
氏名（名称）

林業・木材産業循環成長対策事業（間伐材生産）によって整備した森林の皆伐・転用承認申請書

年度林業・木材産業循環成長対策事業（間伐材生産）によって整備した森林について、下記のとおり皆伐・転用したいので、承認されたく申請します。

記

- 1 事業実施主体
- 2 整備森林の状況
 - (1) 森林の所在地
 - (2) 整備内容・面積
 - (3) 事業費
 - (4) 県交付金額
 - (5) 森林の現況
- 3 皆伐または転用が必要な理由
- 4 皆伐・転用の別及び面積
- 5 更新計画または転用後の用途
- 6 添付資料
位置図

(参考) 地権者から事業実施の承諾を得る書面の作成例

林業・木材産業循環成長対策事業（間伐材生産） 協定書（例）

（目的）

第1条 この協定は、〇〇市〇〇地区において実施する林業・木材産業循環成長対策事業（間伐材生産）（以下「事業」という）の円滑な実施を図ることを目的とする。

（協定の締結）

第2条 この協定は〇〇〇〇（甲）と森林所有者〇〇（乙）との合意により締結する。

（区域および面積）

第3条 協定の対象となる森林の区域およびその面積は別紙1のとおりとし、複数の森林で一体的に整備するものとする。

（施業の内容および時期）

第4条 森林施業の内容、方法、実施期間は別紙2のとおりとし、甲は誠意を持って森林整備を実施するとともに、事業の着手及び完了時には乙に報告するものとする。

（主伐の時期および方法の制限）

第5条 乙は、事業によって整備した森林を、事業を実施した翌年度から5年間、皆伐並びに森林外への用途変更を行わないものとする。

また、やむを得ず皆伐又は森林外への用途変更を行おうとする場合は、事前に甲と協議するものとする。

（補助金相当額返還の場合の費用負担）

第6条 事業によって整備した森林が、乙の意思に基づいて転用制限期間内に皆伐又は森林外に用途変更され、かつ甲が県知事から補助金の返還を求められた場合、その納付額は乙の負担とする。

（協定の有効期限）

第7条 協定の有効期間は、協定に基づく森林整備を実施した翌年度から5年間とする。

（協定の継承）

第8条 乙は、事業区域の所有権または地上権を第三者に委譲しようとする場合には、予め、甲に通知しなければならない。なお、この場合、前各条の事項は新たな権利者にこれを継承するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めない事項については、法令に定めるところによるほか、甲乙協議の上処理するものとする。

〇〇年〇月〇日

甲	(実施主体名)
住所	新潟県〇〇市〇〇〇
氏名	〇〇〇〇〇 〇〇〇〇
乙	(森林所有者名)
住所	〇〇県〇〇市〇〇〇
氏名	〇〇 〇〇

年度

林業・木材産業循環成長対策事業（間伐材生産）
事業計画書

事業実施主体名

年 月 日

第1 事業計画

1 森林整備に係る将来像と課題、施策の基本方針
(望ましい姿、解決すべき課題等)

2 計画内容(施業実施計画森林について、別紙(附表)、施業図(1/5,000程度)、生産基盤強化区域位置図(1/50,000程度)を添付すること)

(1)間伐等

実施市町村	実施地区	生産基盤強化区域名	林班	計画面積 (ha)	計画搬出材積 (m3)	計画面積合計 (ha) 【X】	計画搬出材積合計 (m3) 【Y】	ha当たり計画搬出材積 (m3/ha) (【Y】/【X】)	定額単価 (円/ha)	間接経費		予定補助金額 (円) 【A】	事業体における予定事業費 (円)
										間接経費を除く定額単価	間接経費分の定額単価		
	計												

(2)関連条件整備活動(対象森林の調査等)

実施市町村	実施地区	生産基盤強化区域名	林班	関連条件整備活動の計画面積	計画面積合計 (ha)	定額単価 (円/ha)	予定補助金額 (円) 【B】	事業体における予定事業費 (円)
	計							

(3) 関連条件整備活動(森林作業道整備)

実施市町村	実施地区	生産基盤強化区域名	林班	計画延長(m)	計画延長合計(m)	定額単価(円/m)	予定補助金額(円) 【C】	事業体における予定事業費(円)
	計							

(4) 関連条件整備活動(鳥獣害防止施設)

実施市町村	実施地区	生産基盤強化区域名	林班	計画数量(ha)	計画数量合計(ha)	定額単価(円/ha)	予定補助金額(円) 【D】	事業体における予定事業費(円)
	計							

【補助金額の総計(1)+(2)+(3)+(4)】

予定補助金額総計(円) 【A】+【B】+【C】+【D】

3 経営管理等する森林面積の目標値

	現状値 (R 年度末)	目標値 (R 年度末)
経営管理等する森林面積(ha)		

※「経営管理等する森林面積」は、森林経営計画の認定面積を基本とするが、森林経営計画の作成に至っていない場合であっても、集約化済みの施業地等、実質的に経営管理が行われている面積を含めることができる。

※市町村や森林整備法人等、経営管理する面積を広げられない事業実施主体は記載不要。

事業実施主体の消費税等納税対応状況確認表

事業実施主体		確認 該当する 欄に○	交付金	消費税 報告
課税業者	市町村等、簡易課税業者、免税業者以外の事業者		税抜	不要
市町村等	地方公共団体又は消費税法第60条第4項に該当する人格のない社団等が事業実施主体であるもの		税込	不要
簡易課税業者	消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した事業者		税込	※
免税業者	消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者		税込	※

※ 実績報告後、消費税の申告により仕入税額控除の対象となる消費税相当額が明らかになる場合には、県交付金交付要綱に定める報告が必要。

別記2

林業・木材産業循環成長対策事業（路網整備・機能強化）実施要領

第1 目的

この事業は川上から川下までの連携により生産・加工・流通コストの一体的な削減を図るべく、間伐等の森林施業の実施に必要な林業専用道（規格相当）整備、森林作業道整備及び機能強化を支援する。

第2 交付の条件

この交付金は、県実施要領の別紙1に掲げる事項を条件として交付するものとし、交付金の交付決定に際し県実施要領の別紙1及び別記を付すものとする。

第3 事業計画の作成

- 1 事業実施主体は、事業計画書（別添様式）を作成し、事業を所管する地域振興局長又は地区振興事務所長（以下「地域振興局長等」という。）を経由して知事に提出する。

なお、事業計画書は原則市町村単位で作成するものとする。

また、林業専用道（規格相当）整備については、国実施要領の別表2の1の2「路網整備・機能強化」の（2）の①のイの「チェックリスト」を事業計画書に添付すること。

- 2 事業計画において、取り組みの内容、手法及び間伐等計画を明示するとともに、路網密度の目標値を設定することとする。
- 3 地域振興局長等は、事業実施主体から提出のあった事業計画書を審査するとともに、事前点検シート（路網整備・機能強化）（別紙様式1号）を作成し、適切と認められるときは知事に進達するものとする。

なお、地域振興局長等は必要に応じて、事業実施主体に対して事業の実施に関する資料等の提出を求めることができる。

- 4 知事は、提出された事業計画内容が適切と認められるときはこれを承認し、予算の範囲内で事業実施主体にその旨を通知する。

第4 事業計画の変更

- 1 事業実施主体は、当該事業計画の内容を著しく変更して実施する必要がある場合、変更事業計画を作成し知事に提出するものとする。

なお、著しい変更とは以下に該当する場合を指す。

- （1）路線の新設又は廃止
- （2）路線ごとの開設延長の30%を超える減少
- （3）事業量の増又は定額単価の増により補助金又は交付金の増額申請を行う場合
- （4）林業専用道（規格相当）整備において、路線の傾斜区分を変更する場合

- 2 知事は変更内容を審査し、やむを得ないと認めたときはこれを承認し、事業実施主体にその旨を通知する。

第5 事業内容・採択基準等

交付金の事業内容等は、国交付要綱の別表2の1の(1)の②「路網整備・機能強化」によるものとし、交付金交付対象経費は国実施要領の別紙1の1の(2)「路網整備・機能強化」によるものとする。採択基準等は、国実施要領の別表2の1の2「路網整備・機能強化」の(1)に基づくほか、県実施要領の別表1「路網整備・機能強化」によるものとする。

第6 調査設計・施工管理

林内路網整備にかかる調査設計・施工管理は、林業専用道（規格相当）については「新潟県林業専用道作設指針」、「新潟県林業土木工事標準仕様書」及び「新潟県林業土木業務委託標準仕様書」によるものとし、森林作業道については「新潟県森林作業道開設基準」（平成23年7月12日付け林第377号）によるものとする。

第7 交付金交付事務及び事業遂行のための報告等

1 着手報告

事業の着手は県交付金交付要綱に基づく交付金交付決定後に行うものとする。ただし、第3の4の事業実施計画の承認後に、やむを得ない事情により交付決定前の着手を必要とする場合は、県実施要領第12に規定する交付決定前着手に係る届出を行うものとする。

事業実施主体は、事業に着手したときは、速やかに着手報告書（別紙様式2号）を知事に提出するものとする。

2 事業遂行状況報告

事業実施主体は、県交付金交付要綱に規定する事業の状況報告を、必要に応じて知事に提出するものとする。

3 手戻工事

事業実施主体は、工事の完成前に一度実施した工事が災害等により被災し、再工事を必要とする場合は速やかに地域振興局長等に届け出て、その措置について指示を受けること。

4 完了報告

事業実施主体は、事業が完了したときは事業完了報告書（別紙様式3号）を知事に提出するものとする。

第8 検査

知事は、事業実施主体から事業完了報告書の提出があったときは、速やかに事業完了検査又は完了確認を行うものとする。

完了検査又は完了確認の方法については、「新潟県林業関係補助事業検査規程（昭和48年

11月20日付け新潟県告示第1591号) 」及び「新潟県林業関係補助事業検査要領(昭和53年10月13日付け林第1310号) 」等に基づいて行うものとする。

第9 施設の管理等

- 1 事業実施主体は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号) 」「同施行令(昭和30年政令第255号) 」等、国、県の関係通達等に従うほか、管理運営については国実施要領の別表2の1の2「路網整備・機能強化」の(2)の①のエ、②のエに従い行うものとする。
- 2 事業実施主体は、当該事業によって整備した施設について、県実施要領の別記に掲げる期間内に廃止や他用途への転用及び管理主体の変更等を行おうとするときは、事前に転用承認申請書(別紙様式4号) 又は管理主体の変更承認申請書(別紙様式5号) を知事に提出し、承認を得るものとする。
- 3 事業実施主体は、当該事業によって整備した施設が天災その他の災害を受けたときは、速やかに災害報告(別紙様式6号) を知事に提出するものとする。

第10 設計・技術審査会に関すること

- 1 国実施要領の別表2の1の2「路網整備・機能強化」の(2)の①のアの(ア)、③のアの(ア)、④のアの(ア)及び⑥のアの(ア)に基づく設計・技術審査会(以下「審査会」という。)に関する事項は、国実施要領によるほか、農林水産部林政課長が別に定めるところによるものとする。
- 2 事業実施主体は、当該事業により林業専用道(規格相当) 整備、林道等の機能強化及び林業専用道(規格相当) 復旧を実施しようとするときは、事業計画書の提出前に、承認申請書(別紙様式7号) を審査会に提出し、承認を得るものとする。
- 3 事業実施主体は、審査会の承認後に林業専用道(規格相当) 整備における路線の傾斜区分を変更しようとするときは、変更事業計画書の提出前に、変更承認申請書(別紙様式7号の2) を審査会に提出し、承認を得るものとする。
- 4 事業実施主体は、林業専用道(規格相当) 整備、林道等の機能強化及び林業専用道(規格相当) 復旧に係る事業計画書を提出しようとするときは、審査会が承認した報告書をあわせて添付するものとする。

第11 その他

- 1 事業実施主体が、この要領により知事に提出する書類は、地域振興局長等を経由するものとし提出部数は2部(知事1部、地域振興局長等1部) とする。
- 2 「新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号) 」第3条第1項によって地域振興局長等に執行が委任された事業については、第7及び第8において「知事」とあるのを「地域振興局長等」と読み替えるものとする。

- 附則 この要領は、令和5年6月19日から施行する。
- 附則 この要領は、令和7年5月21日から施行する。
- 附則 この要領は、令和8年5月27日から施行する。

別紙様式1号（事前点検シート（路網整備・機能強化））

事業種目：

事業実施主体：

施工地：

路線名：

確認日：

確認者：

	項目	チェック欄	備考
(1)	各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか ※例 地域森林計画、市町村森林整備計画 新潟県（市町村）総合計画		
(2)	合意形成・連携・調整	—	
	ア 事業実施関係者（県、市町村、実施主体等）で調整が図られているか		
	イ 地域住民との合意形成は（書面により）図られているか ※林業専用道（規格相当）整備においては採択要件のため、承諾の書面を添付すること		
	ウ 間伐等を計画している選定経営体等と調整し、効率的な施業を実現させる適切な法線計画となっているか		
(3)	各種設計指針に即した計画となっているか ※例 新潟県林業専用道作設指針 新潟県作業道作設指針 林道規程		
(4)	要領等に定める採択要件を満たしているか（以下抜粋）		
	ア 生産基盤強化区域又は効率的施業区域において行われるものであるか ※機能強化（単独型）においては、生産基盤強化区域若しくは効率的施業区域の区域内又は生産基盤強化区域若しくは効率的施業区域と製材工場等を結ぶ既設林道等において行われるものが対象		

	イ	(4) アの生産基盤強化区域若しくは効率的施業区域の区域内において、選定経営体による間伐等が計画されているか ※事業計画書に記載すること ※林業専用道（規格相当）整備（補強含む）は開設後3年以内、森林作業道整備（補強含む）は開設後2年以内、林道等の機能強化は実施後3年以内、森林作業道の機能強化は実施後2年以内に出材を伴う施業が計画されていること		
	ウ	(林業専用道（規格相当）整備の場合）利用区域は10ha以上か		
	エ	(林業専用道（規格相当）整備、森林作業道の整備の場合）計画、測量、設計、施工等において、ICTを活用して実施するものか		
	オ	機械器具の整備は、林業専用道（規格相当）整備及び森林作業道整備と一体的に実施するものか		
(5)		施設管理の見通し	—	
	ア	事業完了後、各種台帳への登載がされることになっているか		
	イ	林業専用道（規格相当）において、適切な維持管理がなされることとなっているか		
(6)		(林業専用道（規格相当）整備・林道等の機能強化・林業専用道（規格相当）復旧の場合）設計・技術審査会が承認した報告書が添付されているか		
(7)		路網・機能強化の規模、構造、配置については目的に合致するものとなっており、計画を達成する手段として過大となっていないか		
(8)		個人施設への補助ではないか、また目的外使用のおそれはないか		
(9)		事前点検シートに掲げる項目について、判断根拠となる書類を保存しているか		

〈備考欄〉

第 年 月 日 号

新潟県知事 様

申請者
住所
氏名（名称）

年度林業・木材産業循環成長対策事業（路網整備・機能強化）
着手報告書

標記事業について、下記のとおり着手したので報告します。

記

路線名		
事業種目・工種	※種目と工種の記載は事業計画書と一致させる	
施行箇所		
施行方法	直営、請負の別	
着手年月日		
完了予定年月日		
施 行 内 容	契約者氏名 (会社名等)	住所 代表者氏名
	契約金額	
	工事内容	
	設計金額（予定価格）	

添付書類

請負契約書の写し、着手届けの写し、工程表の写し、実施設計書の写し

新潟県知事 様

申請者
住所
氏名 (名称)

年度林業・木材産業循環成長対策事業 (路網整備・機能強化)
完了報告書

年 月 日付け 第 号で交付金の交付決定のあった標記事業について、
下記のとおり完了したので報告します。

記

(1) 林業専用道 (規格相当) ・森林作業道・林道等の機能強化について

路線名		
事業種目・工種	※種目と工種の記載は事業計画書と一致させる	
施行箇所		
施行方法	直営、請負の別	
着手年月日		
完了年月日		
施行内容	契約者氏名 (会社名等)	住所 代表者氏名
	契約金額	
	工事内容	
	設計金額 (予定価格)	

(2) 関連条件整備活動について

実施内容	事業費

添付書類

- 1 工事完了写真
- 2 事業実施主体の検査調書の写し
- 3 出来高設計書の写し
- 4 事業計画書の計画内容に対して実績内容を記載した資料 (事業計画書の様式を準用)
- 5 「みどりチェック」チェックシート (林業事業者等向け) 又は「みどりチェック」チェックシート (その他民間事業者・自治体等向け)

第 号
年 月 日

新潟県知事 様

申請者
住所
氏名（名称）

林業・木材産業循環成長対策事業（路網整備・機能強化）によって
整備した施設等の転用承認申請書

年度林業・木材産業循環成長対策事業（路網整備・機能強化）によって取得した施設
等について、下記のとおり転用したいので、承認されたく申請します。

記

1 事業実施主体

2 転用しようとする理由

3 転用の内容

工 事 年月日	事業種目	事業内容			事業費	交付金額	うち国交付金
		工種・施設区分	構造又は規格	数 量			

4 添付資料

- (1) 位置図
- (2) 転用計画図

第 号
年 月 日

新潟県知事 様

申 請 者
住 所
氏名（名称）

林業・木材産業循環成長対策事業（路網整備・機能強化）によって
整備した施設等の管理主体の変更承認申請書

年度林業・木材産業循環成長対策事業（路網整備・機能強化）によって取得した施設
等の管理主体を変更したいので、承認されたく申請します。

記

- 1 管理主体の変更を必要とする理由
- 2 承認申請にかかる施設の概要
 - (1) 事業種目
 - (2) 施設の所在地
 - (3) 構造及び規模
 - (4) 事業費
 - (5) 交付金額
 - (6) (5)のうち、国交付金額
 - (7) 施設等の効果
- 3 承認申請に係る事項
 - (1) 変更しようとする管理主体の名称とその業務等の内容
 - (2) 変更しようとする時期
 - (3) 変更後における管理・利用の方法、利用計画
 - (4) その他必要な事項
- 4 変更前の利用実績
- 5 添付資料
 - (1) 変更前の管理規定等
 - (2) 変更後の管理主体が行う予定の管理規定等

第 号
年 月 日

新潟県知事 様

申 請 者
住 所
氏名（名称）

林業・木材産業循環成長対策事業（路網整備・機能強化）によって
整備した施設等の被災報告について

年度林業・木材産業循環成長対策事業（路網整備・機能強化）によって取得した施設
等が下記のとおり被災したので報告します。

記

- 1 被災した施設の概要
 - (1) 事業種目
 - (2) 事業実施主体名
 - (3) 所在地
 - (4) 構造及び規模
 - (5) 事業費
 - (6) 取得年月日

- 2 被災の概要
 - (1) 被災の原因
 - (2) 被災の程度

- 3 復旧計画
 - (1) 応急措置
 - (2) 復旧計画
 - ア 復旧見込額
 - イ 復旧時期

- 4 添付資料
 - (1) 図面
 - (2) 被災状況写真

〇〇〇設計・技術審査会 様

申 請 者
住 所
氏名（名称）

年度林業・木材産業循環成長対策事業（路網整備・機能強化）における
 { 林業専用道（規格相当）整備
 ・
 林道等の機能強化
 ・
 林業専用道（規格相当）復旧 } に係る承認申請書

年度林業・木材産業循環成長対策事業（路網整備・機能強化）において、下記のとおり実施したいので、林業・木材産業循環成長対策事業（路網整備・機能強化）実施要領第 10 の 2 の規定に基づき、承認されたく申請します。

記

1 事業の内容

施工地 (市町村名)	路線名	事業種目	工種	施工延長 (m)	平均横断地山 傾斜区分 (A・B・C)	事業費 (千円)	単価 (円/m)

- (注) (1) 事業種目は、「林業専用道（規格相当）整備」、「機能強化（単独型）」、「機能強化（一体型）」、「林業専用道（規格相当）復旧」から該当するものを選択し記載すること。
- (2) 工種は、国実施要領の別表 2 の 1 の 2 の「工種」から該当するものを選択し記載すること。
- (3) 平均横断地山傾斜区分及び単価は、林業専用道（規格相当）整備のみ記載すること。

2 添付資料

- (注) (1) 林業専用道（規格相当）整備の場合、路線ごとの平均横断地山傾斜が適切に算出されているかを確認できる資料を添付すること。
- (2) 事業実施主体が自ら工事を実施しようとする場合は、その理由及び技術的な適正性（建設業許可、有資格者、工事請負実績等）が判断できる資料を添付すること。

〇〇〇設計・技術審査会 様

申請者
住所
氏名(名称)

年度林業・木材産業循環成長対策事業(路網整備・機能強化)における
{ 林業専用道(規格相当)整備
・
林道等の機能強化
・
林業専用道(規格相当)復旧 } に係る変更承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって承認の通知のあった事業について、林業・木材産業循環成長対策事業(路網整備・機能強化)実施要領第 10 の 3 の規定に基づき、下記のとおり変更したいので、承認されたく申請します。

記

1 変更理由

2 変更の内容

施工地 (市町村名)	路線名	事業種目	工種	施工延長 (m)	平均横断地山 傾斜区分 (A・B・C)	事業費 (千円)	単価 (円/m)

(注) (1) 事業種目は、「林業専用道(規格相当)整備」、「機能強化(単独型)」、「機能強化(一体型)」、「林業専用道(規格相当)復旧」から該当するものを選択し記載すること。

(2) 工種は、国実施要領の別表 2 の 1 の 2 の「工種」から該当するものを選択し記載すること。

(3) 平均横断地山傾斜区分及び単価は、林業専用道(規格相当)整備のみ記載すること。

3 添付資料

(注) (1) 林業専用道(規格相当)整備の場合、変更後の平均横断地山傾斜が適切に算出されているかを確認できる資料を添付すること。

(2) 数量や事業費等については、上段に変更前を()書き、下段に変更後を裸書きとする。

年度

林業・木材産業循環成長対策事業（路網整備・機能強化）
事業計画書

事業実施主体名

年 月 日

事業実施主体の消費税等納税対応状況確認表

事業実施主体		確 認 該当する 欄に○	交付金	消費税 報告
課税業者	市町村等、簡易課税業者、免税業者以外の事業者		税抜	不要
市町村等	地方公共団体又は消費税法第60条第4項に該当する人格のない社団等が事業実施主体であるもの		税込	不要
簡易課税業者	消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した事業者		税込	※
免税業者	消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者		税込	※

※ 実績報告後、消費税の申告により仕入税額控除の対象となる消費税相当額が明らかになる場合には、県交付金交付要綱に定める報告が必要。

別記 3

林業・木材産業循環成長対策事業（省力・低コスト再造林対策）実施要領

第 1 目的

この事業は、林業の持続性を高めるため、意欲と能力のある林業事業者が、再造林を効率的に行うことで、コストを軽減しつつ、次世代の森林を造成することに対して支援する。

第 2 交付の条件

この交付金は、県実施要領の別紙 1 に掲げる事項を条件として交付するものとし、交付決定に際し県実施要領の別紙 1 を付すものとする。

第 3 事業計画の作成

- 1 事業実施主体は、事業計画書（別添様式）を作成し、地域振興局長又は地区振興事務所長（以下「地域振興局長等」という。）を経由して知事に提出する。
- 2 事業計画において、森林整備に係る現状と課題、整備方針と方法、及び事業計画内容を明示する。
- 3 地域振興局長等は、事業実施主体から提出のあった事業計画書を審査及び、事業計画チェックリスト（別紙様式 1 号）を作成し、適切と認められるときは知事に進達するものとする。
なお、地域振興局長等は、必要に応じて、事業実施主体に対して事業の実施に関する資料等の提出を求めることができる。
- 4 知事は、提出された事業計画内容が適切と認められるときはこれを承認し、予算の範囲内で事業実施主体にその旨を通知する。

第 4 事業計画の変更

- 1 事業実施主体は、当該事業計画の内容を著しく変更して実施する必要がある場合、速やかに変更事業計画を作成し、地域振興局長等を経由して知事に提出するものとする。
なお、著しい変更とは以下に該当する場合を指す。
 - (1) 事業実施地区の変更
 - (2) 森林整備面積の 30%を超える減少
 - (3) 事業量の増又は定額単価の増により交付金の増額申請を行う場合
- 2 地域振興局長等は、事業実施主体から提出のあった変更事業計画書を審査し、やむを得ないと認められるときは知事に進達するものとする。
- 3 知事は、提出された変更事業計画内容がやむを得ないと認められるときはこれを承認し、事業実施主体にその旨を通知する。

第5 事業の内容・採択基準等

- 1 事業の内容及び、事業実施主体については、国交付要綱の別表2の1の(1)の③「省力・低コスト再造林対策」及び県交付金交付要綱別表 J-3による。また、事業の採択基準等は、国実施要領の別表2の1の3「省力・低コスト再造林対策」及び、県実施要領別表1の「省力・低コスト再造林対策」による。
- 2 関連条件整備活動等のうち森林作業道の整備については、新潟県森林作業道作設指針（平成23年4月13日付け林第65号）に基づき整備するものとし、設計・施工管理は、県実施要領別記2の第6に準じるものとする。

第6 交付事務及び事業遂行のための報告等

1 着手報告

事業の着手は県交付金交付要綱に基づく交付金交付決定後に行うものとする。ただし、第3の4の事業実施計画の承認後に、やむを得ない事情により交付決定前の着手を必要とする場合は、県実施要領第12に規定する交付決定前着手に係る届出を行うものとする。

事業実施主体は、事業に着手したときは着手報告書（別紙様式2号）を速やかに知事に提出するものとする。

2 事業遂行状況報告

事業実施主体は、県交付金交付要綱に規定する事業の状況報告を、必要に応じて知事に提出するものとする。

3 完了報告

事業実施主体は、事業が完了したときは事業完了報告書（別紙様式3号）を知事に提出するものとする。

第7 検査

知事は、事業実施主体から事業完了報告書の提出があったときは、速やかに完了検査を行うものとする。

完了検査は、新潟県林業関係補助事業検査規程（昭和48年11月20日付け新潟県告示第1591号）及び新潟県林業関係補助事業検査要領（昭和53年10月13日付け林第1310号）等に基づくほか、新潟県民有林造林事業竣工検査要領（平成20年4月1日付け林第219号）及び要領の運用（平成20年4月1日付け林第219号）に準じて行うものとする。

第8 補助金額の算定

補助金額は、定額単価から求められる額と事業の実行に要した経費の比較によりいずれか低い額で算定するものとする。

第9 定額単価

定額補助単価については、別に知事が定めるものとする。

第10 整備森林の管理等

- 1 事業実施主体は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）同施行令（昭和30年政令第255号）等、国、県の関係通達等に従うものとする。
- 2 事業実施主体は、当該事業によって整備された森林の一部または全部が、県実施要領の別記（別紙関係）に掲げる期間内に皆伐または他用途への転用等がなされる場合にあっては、事前に申請書（別紙様式4号）を提出し知事の承認を受けるものとする。
- 3 事業実施主体は、当該事業によって整備された森林が天災その他の災害等によって本数率で30%以上の被害を受けたときは、新潟県民有林造林補助事業実施要領の補助金交付事務の造林地被害報告に準じて知事に報告するものとする。

第11 その他

- 1 事業実施主体が、この要領により知事に提出する書類は、地域振興局長等を経由するものとし、提出部数は2部（知事1部、地域振興局長等1部）とする。
- 2 新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第3条第1項によって地域振興局長等に執行が委任された事業については、第6及び第7において「知事」とあるのを「地域振興局長等」と読み替えるものとする。
- 3 事業実施主体は、「事業計画書」及び「事業完了報告書」の写しを実施地域を所管する市町村に報告し、市町村は、特定間伐等促進計画及び集約化推進計画の実行把握等に努めるものとする。

附則 この要領は、令和5年6月19日から施行する。

附則 この要領は、令和6年5月23日から施行する。

附則 この要領は、令和7年5月21日から施行する。

附則 この要領は、令和8年5月27日から施行する。

別紙様式1号（省力・低コスト再造林対策）

事業計画チェックリスト

事業実施主体

地区名

確認日

確認者

事業計画等の内容

番号	内容	適否	備考
1	森林整備にかかる将来像と課題、施策の基本方針は地域の状況を反映しているか		
2	計画内容は適切か？（経費や予定補助金の設定は適切か）		
3	取り組み内容は具体的か		

採択基準

番号	内容	適否	備考
1	伐採及び伐採後の造林の届出が提出される（されている）か		
2	集材と植栽の両方が実施されるか		
3	1 施行地は 0.1ha 以上か		
4	過去5年以内に同一施行地において、国庫補助事業による間伐を実施していないか		
5	植栽する樹種は、経常的に製材品として流通することが期待できないものではないか		
6	森林所有者等から、事業実施の承諾をあらかじめ得ているか		

第 年 月 日
号

新潟県知事 様

申 請 者
住 所
氏名（名称）

年度林業・木材産業循環成長対策事業（省力・低コスト再造林対策）着手報告書

標記事業について、下記のとおり着手したので報告します。

記

事業実施 主体	市町村	実施 地区	実施予定 内容	植栽 面積 (ha)	樹種	植栽 本数	事業費 (見込) (円)	交付金 (見込) (円)	事業実施予定 期間	備考
									年 月 日 ～ 年 月 日	

※委託等によって、関連条件整備活動等を実施する場合は備考にその旨記載する

添付書類

- 1 関連条件整備活動等を委託によって実施する場合
① 契約書の写し ②工程表の写し

新潟県知事 様

申請者
住所
氏名（名称）

年度林業・木材産業循環成長対策事業（省力・低コスト再造林対策）完了報告書

年 月 日付け 第 号で交付金交付決定通知のあった標記事業について、下記のとおり完了したので報告します。

記

1 事業実施内容

番号	市町村	実施地区	末木枝条の搬出、地拵え、植栽、下刈りの実施						
			実施内容	伐採材積 (m ³)	植栽 樹種	植栽 面積 (ha)	植栽 本数 (本)	事業費実績 (円)	交付金(見込) (円)

機械器具の整備			関連条件整備等						備考
実施 内容	事業費 実績 (円)	交付金 (見込) (円)	(対象森林の調査等)			(森林作業道の整備)			
			開設 延長 (m)	事業費 実績 (円)	交付金 (見込) (円)	実施 内容	事業費 実績 (円)	交付金 (見込) (円)	

※請負等に付した場合は、契約ごとに記載すること。

※請負の場合は、備考欄に請負と記載すること。

添付書類

- 取組状況資料（条件整備活動日報等・問い合わせ資料・説明会資料等の写し）
- 工程表（末木枝条の搬出、地拵え、植栽、下刈り期間のわかるもの）
- 施業図（1:5,000）
- 工事着手前・完了写真
- 出来高設計書の写し（請負等によって実施した場合のみ）
- 機械器具整備の証拠書類等（納品書、賃貸契約書等）
- 「みどりチェック」チェックシート（林業事業者等向け）又は「みどりチェック」チェックシート（その他民間事業者・自治体等向け）
- 付表

第 年 月 日
号

新潟県知事 様

申 請 者
住 所
氏名（名称）

林業・木材産業循環成長対策事業（省力・低コスト再造林対策）によって整備した森林の皆伐・転用
承認申請書

年度林業・木材産業循環成長対策事業（省力・低コスト再造林対策）によって整備した森林に
ついて、下記のとおり皆伐・転用したいので、承認されたく申請します。

記

- 1 事業実施主体
- 2 整備森林の状況
 - (1) 森林の所在地
 - (2) 整備内容・面積
 - (3) 事業費
 - (4) 県交付金額
 - (5) 森林の現況
- 3 皆伐または転用が必要な理由
- 4 皆伐・転用の別及び面積
- 5 更新計画または転用後の用途
- 6 添付資料
 - 位置図

別添様式

年度

林業・木材産業循環成長対策事業
(省力・低コスト再造林対策)
事業計画書

事業実施主体名

年 月 日

第1 事業計画

1 森林整備に係る現状と課題、整備の基本方針と方法

① 当該地区の森林の状況と課題、望ましい姿
② 森林整備の方針、末木枝条の搬出、地拵、植栽および下刈りの方法 (森林整備方針) (搬出方法) (地拵え方法) (植栽方法) (下刈り方法)
③ 機械器具の整備の内容
④ 関連条件整備活動(対象森林の調査等)の内容
⑤ (経営計画未作成の場合)森林経営計画作成に向けた今後の取り組み

※作業の効率性、生産性の向上などの取り組みについて、可能な限り記入すること

2 整備工程（予定）表

年 月	年										年							
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	
施業種																		
末木枝条搬出																		
地拵え																		
再造林																		
下刈り																		

※実施期間を矢印で記載すること

3 計画内容

(1) 末木枝条の搬出、地拵、植栽および下刈り

事業実施 主体	実施 市町村	実施地区	林班	伐採面積 (ha)	搬出枝条量 (m3、t)	植栽面積 (ha) A	植栽本数 (本)	ha 当たり 植栽本数	定額単価 (円/ha) B	間接経費		予定補助 金額(円) C=A×B	事業費 (円)
										間接経費を除く 定額単価	間接経費分の 定額単価		

- ・実施箇所がわかる図面（施業図 1:5000 程度）を添付すること
- ・生産基盤強化区域の内容、位置のわかる資料を添付すること

- ・ 変更計画書の場合は、上段：当初、下段：変更を記載すること
(2) 機械器具の整備

事業実施主体	実施市町村	実施地区	購入器具	定額単価 (円) D	予定補助 金額 (円) E	購入費 (円)

※購入器具は、国実施要領別紙1のII1(1)イに定めるものとする。

(3) 関連条件整備活動

事業実施主体	実施市町村	実施地区	林班	対象森林の調査および 森林所有者の同意の取り付け				森林作業道整備			
				計画面積 (ha) F	定額単価 (円/ha) G	予定補助 金額 (円) H = F×G	事業費 (円)	計画延長 (m) I	定額単価 (円/m) J	予定補助 金額 (円) K = I×J	事業費 (円)

<p>予定補助金額の合計 C + E + H + K (円)</p>
<p> </p>

4 経営管理等する森林面積の目標

	現状値 (R 年度末)	目標値 (R 年度末)
経営管理等する森林面積(ha)		

※「経営管理等する森林面積」は、森林経営計画の認定面積を基本とするが、森林経営計画の作成に至っていない場合であっても、集約化済みの施業地等、実質的に経営管理が行われている面積を含めることができる。

※市町村や森林整備法人等、経営管理する面積を広げられない事業実施主体は記載不要。

事業実施主体の消費税等納税対応状況確認表

事業実施主体		確 認 該当する 欄に○	交付金	消費税 報告
課税業者	市町村等、簡易課税業者、免税業者以外の事業者		税抜	不要
市町村等	地方公共団体又は消費税法第60条第4項に該当する人格のない社団等が事業実施主体であるもの		税込	不要
簡易課税業者	消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した事業者		税込	※
免税業者	消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者		税込	※

※ 実績報告後、消費税の申告により仕入税額控除の対象となる消費税相当額が明らかになる場合には、県交付金交付要綱に定める報告が必要。

別記4

林業・木材産業循環成長対策事業 (先進的な林業機械等の整備・林業機械リース支援) 実施要領

第1 目的

この事業は、意欲と能力のある林業経営体に森林の経営・管理を集積・集約化するとともに、川上から川下までの連携による生産・加工・流通コストの一体的な削減を図るために必要な先進的な林業機械等の整備及び林業機械のリースに対して支援する。

第2 交付の条件

この交付金は、県実施要領の別紙1に掲げる事項を条件として交付するものとし、交付金の交付決定に際し県実施要領の別紙1及び別記を付するものとする。

第3 事業計画の作成

- 1 市町村長は、事業計画書（別添様式）を作成し、地域振興局長又は地区振興事務所長（以下「地域振興局長等」という。）を経由して知事に提出する。
- 2 事業計画において、取り組みの内容・手法を明示するとともに、国実施要領の別表4全体指標及び個別指標のガイドラインに基づき指標の設定をおこない、その実現を目指すものとする。
- 3 地域振興局長等は、市町村長から提出のあった事業計画書を審査し、県実施要領第4の2に定める事前点検シート（様式2号）を作成し、適切と認められるときは知事に進達するものとする。
なお、地域振興局長等は、必要に応じて、市町村長に対して事業の実施に関する資料等の提出を求めることができる。
- 4 知事は、提出された事業計画の内容が適切と認められるときはこれを承認し、予算の範囲内で市町村長にその旨を通知する。

第4 事業計画の変更

- 1 市町村長は、当該事業計画の内容を著しく変更して実施する必要がある場合、速やかに変更事業計画を作成し、地域振興局長等を経由して知事に提出するものとする。
なお、著しい変更とは以下に該当する場合を指す。
 - (1) 事業実施市町村の変更
 - (2) 先進的な林業機械等の変更又は追加
 - (3) 施設等の変更又は追加

- (4) 交付金の増額及び30%を超える減額となる場合
 - (5) 個別指標の追加・変更又は廃止
- 2 地域振興局長等は、市町村長から提出のあった変更事業計画書を審査し、やむを得ないと認められるときは知事に進達するものとする。
 - 3 知事は、提出された変更事業計画内容がやむを得ないと認められるときはこれを承認し、市町村長にその旨を通知する。

第5 事業の内容・採択基準等

事業の内容等は、国交付要綱の別表2の1の(2)「先進的な林業機械等の整備」及び、別表2の2の(5)「林業経営体育成対策(林業機械リース等支援)」による。

また、事業の採択基準等は、国実施要領の別表2の1の5「林業機械作業システム整備」、6「効率化施設整備」、7「活動拠点施設整備」及び、別表2の2の9「林業機械リース等支援」による。

第6 交付事務及び事業遂行のための報告等

1 着手報告

事業の着手は県交付金交付要綱に基づく交付金交付決定後に行うものとする。ただし、第3の4の事業計画の承認後に、やむを得ない事情により交付決定前の着手を必要とする場合は、県要領第12に規定する交付決定前着手に係る届出を行うものとする。

市町村長は、事業に着手したときは着手報告書(別紙様式1号)を速やかに知事に提出するものとする。

2 事業遂行状況報告

市町村長は、県交付金交付要綱に規定する事業の状況報告を、必要に応じて知事に提出するものとする。

3 完了報告

市町村長は、事業が完了したときは事業完了報告書(別紙様式2号)を知事に提出するものとする。

第7 検査

知事は、市町村長から事業完了報告書の提出があったときは、速やかに完了検査を行うものとする。

完了検査は、新潟県林業関係補助事業検査規程(昭和48年11月20日付け新潟県告示第1591号)及び新潟県林業関係補助事業検査要領(昭和53年10月13日付け林第1310号)等に基づいて行うものとする。

第8 施設の管理等

- 1 市町村長は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）同施行令（昭和 30 年政令第 255 号）等、国、県の関係通達等に従い行うものとする。
- 2 市町村長は、当該事業によって整備した施設について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間、大蔵省令に定められていないものについては農林水産大臣が別に定める期間内に廃止や他用途への転用及び管理主体の変更等を行おうとするときは、事前に財産処分承認申請書（別紙様式 3 号）又は管理主体の変更承認申請書（別紙様式 4 号）を知事に提出し、承認を得るものとする。
- 3 市町村長は、当該事業によって整備した施設が天災その他の災害を受けたときは、速やかに被災報告（別紙様式 5 号）を知事に提出するものとする。

第 9 その他

- 1 市町村長が、この要領により知事に提出する書類は、地域振興局長等を経由するものとし、提出部数は 2 部（知事 1 部、地域振興局長等 1 部）とする。
- 2 新潟県財務規則（昭和 57 年新潟県規則第 10 号）第 3 条第 1 項によって地域振興局長等に執行が委任された事業については、第 6 及び第 7 において「知事」とあるのを「地域振興局長等」と読み替えるものとする。

附則 この要領は、令和 5 年 6 月 19 日から施行する。

附則 この要領は、令和 7 年 5 月 21 日から施行する。

附則 この要領は、令和 8 年 5 月 27 日から施行する。

別紙様式1号（先進的な林業機械等整備、リース）

第 号
年 月 日

新潟県知事 様

市町村長

年度林業・木材産業循環成長対策事業（先進的な林業機械等の整備・
林業機械リース支援）着手報告書

標記事業について、下記のとおり着手したので報告します。

記

林業機械名	
事業種目	
施行箇所	
着手年月日	
完了予定年月日	
契約方法	
実施設計額 (予定価格)	

添付書類

入札の公告など着手したことが分かるもの

別紙様式2号（先進的な林業機械等整備、リース）

第 号
年 月 日

新潟県知事 様

市町村長

年度林業・木材産業循環成長対策事業（先進的な林業機械等の整備・
林業機械リース支援）完了報告書

年 月 日付け 第 号で交付金の交付決定のあった標記事業に
ついて、下記のとおり完了したので報告します。

記

林業機械名		
事業種目		
施行箇所		
着手年月日		
完了年月日		
施行 内 容	契約者氏名 (会社名等)	住所 代表者氏名
	契約金額	
	契約内容	
契約方法		

添付書類

整備した林業機械等の写真、事業実施主体の検査調書の写し

「みどりチェック」チェックシート（林業事業者等向け）又は「みどりチェック」チ
ェックシート（その他民間事業者・自治体等向け）

別紙様式3号（先進的な林業機械等整備、リース）

第 号
年 月 日

新潟県知事 様

市町村長

年度林業・木材産業循環成長対策事業（先進的な林業機械等の整備・林業機械リース支援）によって取得した機械施設等の財産処分承認申請書

下記のとおり処分したいので、承認されたく申請します。

記

1 事業実施主体

2 処分しようとする理由

3 処分の内容

(1) 取得機械施設

取得 年月日	事業種目	事業内容			事業費	補助金	
		工種 施設区分	構造又は 規格	数量		(交付金額)	うち 国補助金

(2) 処分計画施設

処分 内容	処分予定 年月日	処分の 相手方	事業内容			事業費	処分価格
			工種・施設区分	構造又は規格	数量		

(3) 代替施設計画（代替施設がある場合記入）

設置 年月日	事業実施 主体	事業内容			事業費	備考
		工種・施設区分	構造又は規格	数量		

(注) 処分内容は、更新、用途変更、譲渡、貸付、担保等に分けて記載すること。

別紙様式4号（先進的な林業機械等整備、リース）

第 号
年 月 日

新潟県知事 様

市町村長

年度林業・木材産業循環成長対策事業（先進的な林業機械等の整備・林業機械リース支援）によって取得した機械施設等の管理主体の変更承認申請書

取得した機械施設等の管理主体を変更したいので、承認されたく申請します。

記

- 1 管理主体の変更を必要とする理由
- 2 承認申請にかかる機械施設等の概要
 - (1) 事業種目
 - (2) 機械施設の所在地
 - (3) 構造及び規模
 - (4) 事業費
 - (5) 県交付金額
 - (6) (5)のうち、国交付金額
 - (7) 機械施設等の効果
- 3 承認申請に係る事項
 - (1) 変更しようとする管理主体の名称とその業務等の内容
 - (2) 変更しようとする時期
 - (3) 変更後における管理・利用の方法、利用計画
 - (4) その他必要な事項
- 4 変更前の利用実績
- 5 添付資料
 - (1) 変更前の管理規定等
 - (2) 変更後の管理主体が行う予定の管理規定等

別紙様式5号（先進的な林業機械等整備、リース）

第 号
年 月 日

新潟県知事

様

市町村長

年度林業・木材産業循環成長対策事業（先進的な林業機械等の整備・林業機械リース支援）によって取得した機械施設等の被災報告について

取得した機械施設等が下記のとおり被災したので報告します。

記

- 1 被災した機械施設等の概要
 - (1) 事業種目
 - (2) 事業実施主体名
 - (3) 機械施設の所在地
 - (4) 構造及び規模
 - (5) 事業費
 - (6) 取得年月日
- 2 被災の概要
 - (1) 被災の原因
 - (2) 被災の程度
- 3 復旧計画
 - (1) 応急措置
 - (2) 復旧計画
 - ア 復旧見込額
 - イ 復旧時期
- 4 添付資料
 - (1) 図面
 - (2) 被災状況写真

別添様式

年度

林業・木材産業循環成長対策事業
(先進的な林業機械等の整備・林業機械リース支援)
事業計画書

市町村名

年 月 日

- ※1 計画内容における素材生産量と生産性の内訳について、「森林整備」は主に利用間伐・それに付随する作業路開設等に係る生産量を記載する。「主伐」は木材収穫を目的とした皆伐、択伐等に係る生産量を記載する。
- ※2 計画内容における素材生産量の内訳について、「その他」は工事支障木・線下伐採など請負事業等に係る伐採数量を記載する。
- ※3 現状値は過去3ヶ年の平均値とし、対象とした年度と平均値を記載する。ただし、追加で施設整備等を行う場合は、前計画における当該年の計画値とする。
- ※4 目標値は事業実施の翌年から起算して5年後の値とし、目標年度と目標値を記載する。
- ※5 個別指標における素材生産量の目標値には、「その他」（※2）の数値は含めない。
- ※6 一人当たりの生産性の「計」については、森林整備、主伐それぞれの生産量実績を合計し、それに係る人工数で除した値を記載する。
- ※7 計画書には、「2 計画内容」に記載された各項目の数量の根拠等を示すこと。
 - (1) 導入機械等の必要性（現状と新システム体系の比較、現状の課題 等）
 - (2) 年度別素材生産計画量の根拠（施業実施予定地、予定面積、施業種、伐採量 等）
 - (3) 年度別生産性計画値の根拠（導入機械等の能力、労務計画、生産システムの効率化、機械稼働計画 等）
 - (4) 経営計画作成率に係る積み上げ面積及び団地数の根拠
 - (5) 計画主体、事業実施主体及び関係者との連携・協力体制、供給先との協定等
 - (6) 費用対効果分析結果報告書とその算定に係る実績数値等の根拠
 - (7) 保有機械等の一覧（導入年月日、耐用年数、メーカー等）及び過去の補助事業等導入状況
 - (8) 機種選定理由（メーカー、型式、装備等の仕様 等）
 - (9) 資金調達計画及び収支計画（5ヶ年分程度）
 - (10) 導入スケジュール及び整備後の施設・設備の管理運営規程
 - (11) 事業費算定根拠としての見積書（付帯設備等がある場合はその必要性）
 - (12) リース、レンタルとのコスト比較
- ※8 添付資料には、計画書数量等を算出した根拠資料と、県実施要領第4の2に定める事前点検シートの確認に必要な書類等を添付すること。
 - (1) 関連する森林経営計画書の写し
 - (2) 林業経営体認定書写し、組織規約、定款、履歴事項全部証明書写し
 - (3) 事業実施主体の経営状態（直近の決算書3期分）、森林整備事業及び主伐事業と請負工事の状況
 - (4) 機械保管場所に係る図面、位置図及び保管場所（施設・土地）所有状況
 - (5) 融資を利用する場合は、その融資に係る資料と金融機関名
 - (6) 事業導入を決定した臨時総会、役員会等の議事録写し
 - (7) 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：【林業】）」【事業者向け】又は【事業者団体向け】 チェックシート
 - (8) 「みどりチェック」チェックシート（林業事業者等向け）又は「みどりチェック」チェックシート（その他民間事業者・自治体等向け）
 - (9) その他必要な書類

3 経営管理等する森林面積の目標

	現状値 (R 年度末)	目標値 (R 年度末)
経営管理等する森林面積(ha)		

※「経営管理等する森林面積」は、森林経営計画の認定面積を基本とするが、森林経営計画の作成に至っていない場合であっても、集約化済みの施業地等、実質的に経営管理が行われている面積を含めることができる。

※市町村や森林整備法人等、経営管理する面積を広げられない事業実施主体は記載不要

- ※1 計画内容（造林保育施業）は導入する機械に応じ記載する。現状値は過去3ヶ年の平均値とし、対象とした年度と平均値を記載する。
- ※2 目標値は事業実施の翌年から起算して5年後の値とする。
- ※3 人工縮減率は、縮減量を現状値で除した値（縮減量／現状値）とする。ただし、現状値が0の場合は現状値を1とする。
- ※4 計画書には、「2 計画内容」に記載された各項目の数量の根拠等を示すこと。
 - （1）導入機械等の必要性（現状と新システム体系の比較、現状の課題 等）
 - （2）年度別の施業計画面積の根拠（施業実施予定地、予定面積、施業種 等）
 - （3）年度別の人工計画値の根拠（導入機械等の能力、労務計画、生産システムの効率化、機械稼働計画 等）
 - （4）計画主体、事業実施主体及び関係者との連携・協力体制、供給先との協定等
 - （5）費用対効果分析結果報告書とその算定に係る実績数値等の根拠
 - （6）保有機械等の一覧（導入年月日、耐用年数、メーカー等）及び過去の補助事業等導入状況
 - （7）機種選定理由（メーカー、型式、装備等の仕様 等）
 - （8）資金調達計画及び収支計画（5ヶ年分程度）
 - （9）導入スケジュール及び整備後の施設・設備の管理運営規程
 - （10）事業費算定根拠としての見積書（付帯設備等がある場合はその必要性）
 - （11）リース、レンタルとのコスト比較
- ※5 添付資料には、計画書数量等を算出した根拠資料と、県実施要領第4の2に定める事前点検シートの確認に必要な書類等を添付すること。
 - （1）関連する森林経営計画書の写し
 - （2）林業経営体認定書写し、組織規約、定款、履歴事項全部証明書写し
 - （3）事業実施主体の経営状態（直近の決算書3期分）、森林整備事業及び主伐事業と請負工事の状況
 - （4）機械保管場所に係る図面、位置図及び保管場所（施設・土地）所有状況
 - （5）融資を利用する場合は、その融資に係る資料と金融機関名
 - （6）事業導入を決定した臨時総会、役員会等の議事録写し
 - （7）「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：【林業】）」【事業者向け】又は【事業者団体向け】 チェックシート
 - （8）「みどりチェック」チェックシート（林業事業者等向け）又は「みどりチェック」チェックシート（その他民間事業者・自治体等向け）
 - （9）その他必要な書類

3 経営管理等する森林面積の目標

	現状値 (R 年度末)	目標値 (R 年度末)
経営管理等する森林面積(ha)		

※「経営管理等する森林面積」は、森林経営計画の認定面積を基本とするが、森林経営計画の作成に至っていない場合であっても、集約化済みの施業地等、実質的に経営管理が行われている面積を含めることができる。

※市町村や森林整備法人等、経営管理する面積を広げられない事業実施主体は対象外

事業実施主体の消費税等納税対応状況確認表

事業実施主体		確認 該当する 欄に○	交付金	消費税 報告
課税業者	市町村等、簡易課税業者、免税業者以外の事業者		税抜	不要
市町村等	地方公共団体又は消費税法第60条第4項に該当する人格のない社団等が事業実施主体であるもの		税込	不要
簡易課税業者	消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した事業者		税込	※
免税業者	消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者		税込	※

※ 実績報告後、消費税の申告により仕入税額控除の対象となる消費税相当額が明らかになる場合には、県交付金交付要綱に定める報告が必要。

別記5

林業・木材産業循環成長対策事業（木材加工流通施設等の整備）実施要領

第1 目的

この事業は地域材の競争力強化に向け、生産性向上等の体質強化を図るための製材工場等の施設整備に対して支援する。

第2 交付の条件

この交付金は、県実施要領の別紙1に掲げる事項を条件として交付するものとし、交付決定に際し県実施要領の別紙1及び別記を付すものとする。

第3 事業計画の作成

- 1 市町村長は、事業の要望に係る個別の機械・施設の具体的内容について事業計画書（別記様式第1号）を作成し、所管する地域振興局長を経由して知事に提出する。
- 2 地域振興局長は、市町村長から提出のあった事業計画書の内容の適切性について、事前点検シート（県実施要領様式2号）を作成するものとし、適切と認められるときは知事に進達するものとする。
なお、地域振興局長は必要に応じて、市町村長に対して事業の実施に関する資料等の提出を求めることができる。
- 3 知事は、提出された事業計画書について実施要件や指標の妥当性等から内容を審査し、適切と認められる場合にこれを承認し、予算の範囲内で市町村長にその旨を通知する。

第4 事業計画の変更

- 1 市町村長は、当該事業計画の内容を著しく変更して実施する必要性が生じた場合、速やかに変更事業計画を作成し、地域振興局長を経由して知事に提出するものとする。
なお、著しい変更とは以下に示す場合を指す。
 - （1）事業実施市町村の変更
 - （2）木材加工流通施設等の変更又は追加
 - （3）交付金の増額及び30%を超える減額となる場合
 - （4）個別指標の追加・変更又は廃止
- 2 地域振興局長は、市町村長から提出のあった変更事業計画書を審査し、やむを得ないと認められるときは知事に進達するものとする。
- 3 知事は、提出された変更事業計画内容がやむを得ないと認められるときはこれを承認し、市町村長にその旨を通知する。

第5 事業の内容及び採択基準等

事業の内容及び、事業実施主体については、国交付要綱別表2の1の(3)の①「木材加工流通施設等の整備」及び県交付金交付要綱別表J-5による。また、事業の採択基準等は、国実施要領別表2の1の8「木材加工流通施設整備」、9「森林バイオマス等活用施設整備」による。

第6 交付事務及び事業遂行のための報告等

1 着手報告

事業の着手は、県交付金交付要綱に基づく交付金交付決定後に行うものとする。ただし、第3の3の事業計画の承認後に、やむを得ない事情により交付決定前の着手を必要とする場合は、県実施要領第12に規定する交付決定前着手に係る届出を行うものとする。

市町村長は事業に着手したときは、その日から7日以内に着手報告書（別記様式第2号）を知事に提出する。

2 遂行状況報告

市町村長は、県交付金交付要綱に規定する事業の状況報告について、交付決定に係る年度の9月30日現在の状況を、10月10日までに、知事に提出する。

3 完了報告

市町村長は、事業を完了したときは、速やかに完了報告書（別記様式第3号）を、知事に提出するものとする。

4 手戻工事等

市町村長は、工事の完成前に一度実施した工事が災害等により被災し、再工事を必要とする場合は速やかに地域振興局長に届け出て、その措置について指示を受けること。

第7 検査

知事は、市町村長から事業完了報告書の提出があったときは、速やかに事業完了検査を行うものとする。

完了検査は、「新潟県林業関係補助事業検査規程（昭和48年11月20日付け新潟県告示第1591号）」及び「新潟県林業関係補助事業検査要領（昭和53年10月13日付け林第1310号）」等に基づいて行うものとする。

第8 その他

1 市町村長が、この要領により知事に提出する書類は、地域振興局長を経由するものとし、提出部数は2部（知事1部、地域振興局長1部）とする。

2 「新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）」第3条第1項によって地域振興局長に執行が委任された事業については、第6及び第7において「知事」とあるのを「地域振興局長」と読み替えるものとする。

附則 この要領は、令和5年6月19日から施行する。

附則 この要領は、令和6年5月23日から施行する。

附則 この要領は、令和7年5月21日から施行する。

附則 この要領は、令和8年5月27日から施行する。

年度

林業・木材産業循環成長対策事業
(木材加工流通施設等の整備) 事業計画書

事業種目：

市町村名

年 月 日

別記様式第1号の2

1 事業の目的

※ 機械・施設等整備の必要性を県が定める目標値への貢献、施設個々に設定する個別指標の目標値の達成の観点等から記載

2 個別指標（事業主体ごと）

（単位：原木換算m³、原木換算m³/千円、%）

指 標	現状値		目標値				目標値のうち 県産材利用量	県産材率
	数値	年度	数値	年度	増加量	増加率		
地域材利用量（目標値） （加工量、流通量、乾燥量、 J A S 構造用製材量） ※いずれか1つを選択								
地域材利用量（施設の効率性）								
選定経営体との木材安定取引 協定等の締結数	※ 木材の安定供給先の確保に向けた、選定経営体との協定等締結に係る今後の取組について記載							

※国実施要領別表4「個別指標のガイドライン」に基づき記載する。

【参考】本県の目標数値

伸び率	備 考
45.8%	新潟県総合計画における達成目標（成果指標）に基づき設定

3 採択基準「木材製品の製造、加工、流通を行う事業者等との連携」

連携する事業者	地域材利用に関する連携した取組内容

※行は適宜追加すること。

※連携した地域材利用計画のフロー図（任意様式）を添付すること。

4 個別の機械・施設等の内容

メニュー	事業種目	実施市町村	事業実施主体	工種又は施設区分	事業費 (千円)	交付金 (国費) (千円)	費用対効果 分析結果	受益 戸数	備考
計									
計									
合計									

- 1 国実施要領別表1及び2の該当メニュー、事業種目、事業内容、工種又は施設区分①～④（必要に応じて具体名を併せて記載）及び数量を記載すること。
- 2 実施市町村は、施設等整備を予定している市町村名を記載すること。
- 3 事業実施主体ごとに計、メニューごとに合計及び全ての計を総計に記載すること。
- 4 交付対象物件を担保にし、自己資金の全部又は一部について国の融資制度を受ける場合には、備考欄に「融資該当有」と記載すること。

※行は適宜加除すること。

5 機械・施設等の導入計画

事業における契約数一覧（事業に係る契約全てについて記載する）

事業実施 主体	機械・施設・工種等	事業費 (千円)	承認申請時に、メーカー・機種を決定する 場合はその理由	契約方法	指名競争入札、随意契約の 場合はその理由
	合計事業費				

※契約方法については、一般競争入札、指名競争入札、随意契約の別を記載する。

急な需要動向の変化に対応する取組

第1 急な需要動向の変化に中長期的な視点から対応するための取組内容

※ 製品保管倉庫や貯木場を整備して、製品や原木のストック機能（アッセンブル機能を含む。）を強化する取組を含む。

--

第2 川下の木材製品流通事業者等との合計形成の状況

事業実施 主体	所在 市町村名	木材製品 生産計画数量 (m ³ /年)	木材製品供給先 事業者	木材製品 供給計画数量 (m ³ /年)	主な 供給木材製品	協定の有無	備 考

注1 木材製品生産計画数量については、国庫補助事業で整備した加工施設で生産される見込みの木材製品生産量を記載。

2 必要に応じて県知事が指示した資料等を添付すること。

3 川下事業者と木材製品の安定取引協定を締結する場合には、「協定の有無」の欄に「○」を記入すること。

別記様式第1号の4

森林資源の持続性確保のためのチェックリスト

項目	チェック欄			備考欄
	(事業実施主体)		(県)	
	事業実施主体名			
(1)	木材加工流通施設の整備が、事業実施主体のみならず、地域の森林・林業全体の相互利益につながるものであること（事業実施主体がこの点を理解して取り組むことが、県において十分に確認されていること）。			
(2)	木材加工流通施設の整備計画・内容が、地域におけるA、B、C、D材の供給可能量等からみて、製材、合板、集成材、プレカット、木質バイオマス利用施設等がバランス良く配置され、資源価値の最大化、各段階において必要な相互利益が得られるよう配慮がなされた県の姿勢と齟齬がないこと。			
(3)	当該木材加工流通施設の整備により必要となる原木について、その調達、森林資源の量、成長量、齢級構成、路網の計画（到達可能森林）、再造林率、労働力の確保等の観点からみて、将来にわたって確実であること。			
(4)	再造林の確保のため、県において、次のいずれかを実施していること。			
	① 再造林の推進に関し、特定植栽促進区域の指定の促進、森林所有者、素材生産事業体、造林事業体等又は市町村への働きかけの文書等明確な形での実施等を行っていること。（※）			
	② 県単独事業による再造林支援（森林環境譲与税によるものを含む）（※）			
	③ 再造林基金の設立や基金への拠出（※）			

注1 チェック欄には、該当する項目を満たしていることを確認し「○」を、該当なしの場合は「-」を記入すること。

2 (※) : 具体的な取組内容を備考欄に記載すること。（別様可）

別記様式第1号の5

JAS 構造用製材の供給力強化の取組

第1 JAS 構造用製材の供給力強化に向けた課題と取組

--

第2 JAS 構造用製材の供給力強化への対応に資する木材加工流通施設の概要

事業実施主体	所在市町村	施設区分	現状値						計画値						JAS 構造用製材 格付率の増加率	JAS 構造用製材 格付量の増加量
			構造用製材の 取扱量	左記のうちJAS 構造用製材格付量			JAS 構造用製材 格付率	年度	構造用製材の 取扱量	左記のうちJAS 構造用製材格付量			JAS 構造用製材 格付率	年度		
				計	うち JAS 構造用製材の 目視等級区分	うち JAS 構造用製材の 機械等級区分				計	うち JAS 構造用製材の 目視等級区分	うち JAS 構造用製材の 機械等級区分				

- ※ 構造用製材は柱、横架材（梁及び桁）及び土台に限るものとする。（集成材、枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材、合板等は含まない。）
- ※ JAS 構造用製材は「製材の日本農林規格」に基づき格付された構造用製材とする。（集成材、枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材、合板等は含まない。）
- ※ 施設区分は製材工場又はプレカット工場、その他から選択するものとする。
- ※ 構造用製材の取扱量欄及びJAS 構造用製材格付量欄の数値は製材工場においては出荷量、プレカット工場等においては入荷量とする。
- ※ 現状値は、調査年度前々年度までの直近過去3か年の平均値とする。ただし、実績が3か年に足りない場合は単年度でも可とする。
- ※ 計画年度は整備完了の翌年から5年後を目途に設定する。
- ※ 計画年度までにJAS 構造用製材の格付率又は、出荷量若しくは入荷量を増加する取組とする。

別記様式第1号の6

木材製品の供給力強化に向けた工場間連携又は工場再編の取組

第1 木材製品の供給力強化に向けた工場間連携又は工場再編の具体的内容

--

第2 工場間連携の計画

事業実施主体	所在市町村	連携方法	出荷商品 ※連携先から半製品を入荷する場合は、入荷品についても記載	現状値		計画値		連携製品の増加量	備考
				工場全体の製品出荷量	うち連携分	工場全体の製品出荷量	うち連携分		

- ※ 施設区分については、半製品の出荷又は半製品の入荷を選択する。
- ※ 現状値は、調査年度前々年度までの直近過去3か年の平均値とする。ただし、実績が3か年に足りない場合は単年度でも可とする。計画年度は整備完了の翌年から5年後を目途に設定する。
- ※ 計画年度までに連携製品量を増加する取組とする。

第3 工場再編の計画

事業実施主体	再編前の事業者	所在市町村	施設区分	主な生産木材製品	現状値		計画値		工場再編後の木材利用量の増加量	備考
					木材利用量	年度	木材利用量	年度		
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/

- ※計画年度までに木材利用量を増加する取組とする。

事業実施主体の消費税等納税対応状況確認表

事業実施主体		確 認 該当する 欄に○	交付金	消費税 報告
課税業者	市町村等、簡易課税業者、免税業者以外の事業者		税抜	不要
市町村等	地方公共団体又は消費税法第60条第4項に該当する人格のない社団等が事業実施主体であるもの		税込	不要
簡易課税業者	消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した事業者		税込	※
免税業者	消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者		税込	※

※ 実績報告後、消費税の申告により仕入税額控除の対象となる消費税相当額が明らかになる場合には、県交付金交付要綱に定める報告が必要。

添付資料

1 概要書

- ① 事業実施主体の位置図
- ② 現状と課題
- ③ 事業導入の経緯及び動機
- ④ 事業実施主体の概要（会社概要、これまでの実績、組織体制、雇用計画等）
- ⑤ J A S 等認定取得状況
- ⑥ 木材製造高度化計画認定取得状況（公共建築物に部材提供を予定する事業実施主体）
- ⑦ 事業内容
- ⑧ 事業計画概要図（工場位置図、機械施設配置図）
- ⑨ 建物面積計算書（平面図、断面図、構造図等）
- ⑩ 事業実施スケジュール（年間工程表）
- ⑪ 既存施設・機械一覧、補助事業実績一覧
- ⑫ 既存施設と導入する施設の関係
- ⑬ 事業導入後の方向性
- ⑭ 事業関係者との調整内容、意見

2 事業実施の基本方針（地域材の利用計画）

- ① 原材料の調達計画
（調達ルート図、仕入計画）
- ② 木材安定取引協定等の写し（原則概ね5年）
- ③ 生産計画（製品生産計画等）
- ④ 販売実績及び計画
（販売先、製材品の販売先別数量・割合、J A S 製品格付率）
- ⑤ 導入施設の能力、規模、（機種）の決定根拠
（生産計画と導入施設能力の妥当性、メーカーカタログ、参考見積書、設計書等）
- ⑥ 作業フロー図比較表（現状と計画）

3 その他資料

- ① 決算報告書（直近3期分）
- ② 定款
- ③ 法人登記簿謄本
- ④ 経営診断結果（事業費概ね5000万円以上）
- ⑤ 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：【木材産業】）（【事業者向け】又は【事業者団体向け】）チェックシート」
- ⑥ 「みどりチェック」チェックシート（林業事業者等向け）又は「みどりチェック」チェックシート（その他民間事業者・自治体等向け）
- ⑦ 労働安全コンサルタント等の専門家の診断書
〔事業実施計画書提出時に未実施の場合は、事業実施翌年度までに実施し提出〕
- ⑧ 収支計画：損益計算書及び貸借対照表（10年間程度）
- ⑨ 資金調達計画
- ⑩ 償還計画（融資を受ける場合）
- ⑪ 計画地の現況写真（計画地を明示）
- ⑫ 計画地地番の公図
- ⑬ 計画地地番の土地登記簿謄本
- ⑭ 固定資産管理規程
- ⑮ 事業導入を決定した臨時総会、役員会等の議事録
- ⑯ 各指標の算出根拠
- ⑰ 費用対効果分析結果報告書
- ⑱ その他

別記様式第2号

林業・木材産業循環成長対策事業（木材加工流通施設等の整備）工事着手報告書

メニュー：

事業種目：

第 号
年 月 日

新潟県知事 様

市町村長

年 月 日付け 第 号で交付金交付決定のあった 年度
林業・木材産業循環成長対策事業（木材加工流通施設等の整備）の下記事業に着手したの
で報告します。

記

事業実施主体		
施工箇所		
着手年月日		
完了予定年月日		
	施工方法	直営、請負の別
	契約者氏名 (会社名等)	住所 商号 代表者氏名
	契約金額	
	工事内容	
摘 要	設計書番号	
	認定事業費	円

(添付書類) 請負契約書写し、入札経過書、着手届の写し、工程表の写し

別記様式第3号

林業・木材産業循環成長対策事業（木材加工流通施設等の整備）工事完了報告書

メニュー：

事業種目：

第 年 月 日

新潟県知事 様

市町村長

年 月 日付け 第 号で交付金交付決定のあった 年度
林業・木材産業循環成長対策事業（木材加工流通施設等の整備）について、下記事業が完了
したので報告します。

記

事業実施主体		
施工箇所		
着手年月日		
完了予定年月日		
	施工方法	直営、請負の別
	契約者氏名 (会社名等)	住所 商号 代表者氏名
	契約金額	
	工事内容	
摘 要	設計書番号	
	認定事業費	円

(添付書類)

出来高設計書

工事施工前写真

工事完了写真

検査調書（市町村工事の場合は工事引取検査調書の写し）

「みどりチェック」チェックシート（林業事業者等向け）又は「みどりチェック」チェ
ックシート（その他民間事業者・自治体等向け）

別記6

林業・木材産業循環成長対策事業（木質バイオマス利用促進施設の整備）実施要領

第1 目的

この事業は地域材のバイオマス利用を促進するため、木質バイオマス供給施設及び利用施設等の整備に対して支援する。

第2 交付の条件

この交付金は、県実施要領の別紙1に掲げる事項を条件として交付するものとし、交付金の交付決定に際し、県実施要領の別紙1及び別記を付すものとする。

第3 事業計画の作成

- 1 市町村長は、事業の要望に係る個別の機械・施設の具体的内容について事業計画書（別記様式第1号）を作成し、所管する地域振興局長を経由して知事に提出する。
- 2 地域振興局長は、市町村長から提出のあった事業計画書の内容の適切性について、事前点検シート（県実施要領様式2号）を作成するものとし、適切と認められるときは知事に進達するものとする。
なお、地域振興局長は必要に応じて、市町村長に対して事業の実施に関する資料等の提出を求めることができる。
- 3 知事は、提出された事業計画書について実施要件や指標の妥当性等から内容を審査し、適当と認められる場合にこれを承認し、予算の範囲内で市町村長にその旨を通知する。

第4 事業計画の変更

- 1 市町村長は、当該事業計画の内容を著しく変更して実施する必要がある場合、速やかに変更事業計画を作成し、地域振興局長を経由して知事に提出するものとする。
なお、著しい変更とは以下に示す場合を指す。
 - (1) 事業実施主体の変更
 - (2) 事業実施主体の新設又は廃止
 - (3) 導入施設等の変更又は追加
 - (4) 交付金の増額及び30%を超える減額となる場合
 - (5) 個別指標の追加・変更又は廃止
- 2 地域振興局長は、市町村長から提出のあった変更事業計画書を審査し、やむを得ないと認められるときは知事に進達するものとする。
- 3 知事は、提出された変更事業計画内容がやむを得ないと認められるときはこれを承認し、市町村長にその旨を通知する。

第5 事業の内容及び採択基準等

交付金の事業の内容及び、事業実施主体については、国交付要綱別表2の1の(3)の②「木質バイオマス利用促進施設の整備」及び県交付金交付要綱別表J-6による。また、事業の採択基準等は、国実施要領別表2の1の10、11、12による。

第6 交付事務及び事業遂行のための報告等

- 1 着手報告
事業の着手は、県交付金交付要綱に基づく交付金交付決定後に行うものとする。ただし、第3の3の事業計画の承認後に、やむを得ない事情により交付決定前の着手を必要とする場合は、県実施要領第12に規定する交付決定前着手に係る届出を行うものとする。
市町村長は事業に着手したときは、その日から7日以内に着手報告書（別記様式第2号）を知事に提出する。
- 2 遂行状況報告
市町村長は、県交付金交付要綱に規定する事業の状況報告について、交付決定に係る年度の9月30日現在の状況を、10月10日までに、知事に提出する。
- 3 完了報告
市町村長は、事業を完了したときは、速やかに完了報告書（別記様式第3号）を、知事に提出

するものとする。

4 手戻工事等

市町村長は、工事の完成前に一度実施した工事が災害等により被災し、再工事を必要とする場合は速やかに地域振興局長に届け出て、その措置について指示を受けること。

第7 検査

知事は、市町村長から事業完了報告書の提出があったときは、速やかに事業完了検査を行うものとする。

完了検査の方法については、「新潟県林業関係補助事業検査規程（昭和48年11月20日付け新潟県告示第1591号）」及び「新潟県林業関係補助事業検査要領（昭和53年10月13日付け林第1310号）」等に基づいて行うものとする。

第8 その他

- 1 市町村長が、この要領により知事に提出する書類は、地域振興局長を経由するものとし、提出部数は2部（知事1部、地域振興局長1部）とする。
- 2 「新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）」第3条第1項により地域振興局長に執行が委任された事業については、第6及び第7において「知事」とあるのを「地域振興局長」と読み替えるものとする。

附則 この要領は、令和5年6月19日から施行する。

附則 この要領は、令和6年5月23日から施行する。

附則 この要領は、令和7年5月21日から施行する。

附則 この要領は、令和8年5月27日から施行する。

年度

林業・木材産業循環成長対策事業
(木質バイオマス利用促進施設の整備) 事業計画書

事業種目：

市町村名

年 月 日

別記様式第1号の2

事業実施主体						
担当者		名 称 所在地 Tel/Fax				
事業実施場所		名 称 所在地 Tel/Fax				
事業内容						
工 種						
事業の概要		(事業規模・施設規模、生産能力、販売先等)				
関連する補助事業名						
事業費	工 種	総事業費 (円)	事業費負担区分			
			県補助金 (円)	他補助金 (円)	事業実施主体 (円)	その他 (円)
	計					
着手・完了予定 年月日		年 月 日 ~ 年 月 日				

[個別指標]		(単位：m ³ 、m ³ /千円)				
指標	現状値		目標値			
	数値	年度	数値	年度	増加量	増加率
木質バイオマス利用量 (増加量)						
木質バイオマス利用量 (施設の効率性)						
選定経営体が生産する木材が使われやすくなる仕組みの構築 (川上との連携)						

※木質バイオマス利用量(増加量)における目標値の増加率は県の伸び率以上であること
 ※根拠資料を添付すること

【参考】 本県の目標数値

伸び率	備考
45.8%	新潟県総合計画における達成目標（成果指標）に基づき設定

[費用対効果の判定]	
費用対効果分析の結果	B / C = (1.0未満は不採択)

添付資料：費用対効果判定表

[地域の状況]
<p>地域の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> (・木質バイオマス利用に当たっての地域の取組、バイオマス活用推進計画等の策定状況) (・現状の木質バイオマスの賦存量、利用量（建築廃材、製材くず、林地残材）、利用状況)
<p>周辺地域での木質バイオマスの利用状況</p> <ul style="list-style-type: none"> (・バイオマス加工施設、バイオマス資源供給業者、バイオマス利用施設) (・業者・施設名、木質バイオマスの取扱量、今後の取組計画など)
[施設詳細] (各設備の施設規模（生産能力、保管量、構造など）)
[既存施設の状況]
<p>※既存施設がある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> (・施設内容) (・過去3年の化石燃料等の使用量) (・過去3年の利用人数)

(その他)

添付書類：位置図、平面図、現況写真(カラー)、概略設計図書（補助金額の根拠が分かる図面）、
加工施設は各加工設備の構成、関連、処理能力等のわかる図面、

[安定取引協定の内容のチェック]

項目	チェック	内容
締結者		(社名、代表者、住所、クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者であること)
協定期間		
供給予定量		
規格(樹種, 形状)		
価格		
価格の決定方法		
供給されなかった場合の措置		
その他		

添付書類：安定取引協定の写し

[木質バイオマス施設の取組]

当面の取組

今後の取組（構想、波及効果等）

[施設稼働にあたっての推進・連携体制]

(設計者、設備導入業者、施工者、施工後の維持管理者、バイオマス燃料供給者、メンテナンス業者等の名称、連絡先等)

添付書類：取組、推進・連携状況がわかる資料（工程表、協議会等の構成員一覧等）

[木質バイオマス利用施設との連携状況]

製造した木質バイオマスの販売予定量

m³

(根拠として加工された木質バイオマスの取引先、取引量、期間等、今後の取引の見通し)

[バイオマス活用推進計画等への掲載状況]

(市町村名)

(掲載箇所、掲載内容)

(※ 収支を伴う施設の場合)

[収支計画と目標]

収支他 (円)	現 状 (年度)	目標年度 (年度)
収 入		
支 出		
収 支 差		
収入のうち 公的資金等		

※注1 項目の「収入のうち公的資金等」欄には、収入のうち市町村の一般財源や森林組合の他事業からの流用等施設の運営による収入以外の収入を記入すること。(収入の内数)

2 「現状」の欄には、事業計画書の作成段階における収支計画を記入すること。

3 「目標年度」の欄には、目標年度の収支を記入すること。

4 「収入」は、販売額又は利用料等とすること。

5 「支出」は、固定経費及び変動経費の合計とし、減価償却費等支出に計上すべきものを正確に積み上げること。

[その他]

添付書類：申請者の組織概要がわかる資料（登記簿謄本の写し、組織規約、名簿等）、

消費税の納税対応状況確認表

事業実施主体の消費税等納税対応状況確認表

事業実施主体		確認 該当する 欄に○	交付金	消費税 報告
課税業者	市町村等、簡易課税業者、免税業者以外の事業者		税抜	不要
市町村等	地方公共団体又は消費税法第60条第4項に該当する人格のない社団等が事業実施主体であるもの		税込	不要
簡易課税業者	消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した事業者		税込	※
免税業者	消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者		税込	※

※ 実績報告後、消費税の申告により仕入税額控除の対象となる消費税相当額が明らかになる場合には、県交付金交付要綱に定める報告が必要。

別記様式第1号の3

機械・施設等の導入計画

※事業における契約数一覧（事業に係る契約全てについて記載する）

事業実施主体	機械・施設 ・工種等	事業費 (千円)	承認申請時に、メーカー・機種 を決定する場合はその理由	契約方法	指名競争入札、随意契約の 場合はその理由
/	合計事業費		/	/	/

※契約方法については、一般競争入札、指名競争入札、随意契約の別を記載する。

「地域内エコシステム」確認シート

対象地域について	対象地域名			
	対象地域の概要	人 口		
地域協議会について	構成員とその所掌	行政：		
		例) 森林関係者：		
		例) 地域産業：		
		例) 地域住民：		
	協議会における 主な協議事項			
材の調達について				
利益還元について	森林関係者への 利益還元			
	地域住民への 利益還元			
導入予定先及び 導入施設について	導入済施設①			
	導入済施設②			
	導入予定施設①			
	導入予定施設②			
低コスト化に向けた取組				
PDCA サイクルによる検証の仕組み				

(注) 記入欄は、適宜加除すること。

(注) 本事業による補助申請対象施設には下線を付すこと。

別記様式第1号の5

「地域活用要件」確認シート

発電事業者名	
所在地	
FIT 認定番号 (認定年月日)	
発電施設名称	
発電設備の出力 (kW)	
燃料供給事業者名並びに当該事業体 からの供給予定燃料の種類及び量 (t/年)	
該当する地域活用要件の種類と 該当すると判断した理由	

(注) 記入欄は適宜加除すること。

別記様式第2号

林業・木材産業循環成長対策事業（木質バイオマス利用促進施設の整備）工事着手報告書

メニュー：
事業種目：

第 年 月 日

新潟県知事 様

市町村長

年 月 日付け 第 号で交付金交付決定のあった 年度林業・木材産業循環成長対策事業（木質バイオマス利用促進施設の整備）の下記事業に着手したので報告します。

記

事業実施主体					
事業実施場所		名 称 所在地 Tel/Fax			
事業内容					
工 種					
施行内容		契約者氏名（会社名） 工事内容 契約金額			
設計書内容		設計金額			
事業費	工 種	総事業費 (円)	事業費負担区分		
			県補助金 (円)	他補助金 (円)	事業実施主体 (円)
	計				
着手日・完了予定 年月日		年 月 日 ~ 年 月 日			

添付書類：請負契約書の写し、入札経過書、着手届けの写し、工程表の写し

林業・木材産業循環成長対策事業（木質バイオマス利用促進施設の整備）工事完了報告書

メニュー：
事業種目：

第 年 月 日

新潟県知事 様

市町村長

年 月 日付け 第 号で交付金交付決定のあった 年度林業・木材産業循環成長対策事業（木質バイオマス利用促進施設の整備）について、下記事業が完了したので報告します。

記

事業実施主体						
事業実施場所		名称 所在地 Tel/Fax				
事業内容						
工 種						
施行内容		契約者氏名（会社名） 工事内容 契約金額				
設計書内容		設計金額				
事業費	工 種	総事業費 (円)	事業費負担区分			
			県補助金 (円)	他補助金 (円)	事業実施主体 (円)	その他 (円)
	計					
着手日・完了年月日		年 月 日 ~ 年 月 日				

添付書類：出来高設計書、工事着手前・完了写真、検査調書、「みどりチェック」チェックシート（林業事業者等向け）又は「みどりチェック」チェックシート（その他民間事業者・自治体等向け）

別記7

林業・木材産業循環成長対策事業 (特用林産振興施設等の整備) 実施要領

第1 目的

この事業は、特用林産物の生産基盤の強化や作業の効率化等特用林産物の活用体制の整備を行う。

第2 交付の条件

この交付金は、県実施要領の別紙1に掲げる事項を条件として交付するものとし、交付金の交付決定に際し、県実施要領の別紙1及び別記を付すものとする。

第3 事業計画の作成

- 1 市町村長は、事業の要望に係る個別の機械・施設の具体的内容について事業計画書（別記様式第1号）を作成し、所管する地域振興局長又は地区振興事務所長（以下「地域振興局長等」という。）を経由して知事に提出する。
- 2 地域振興局長等は、市町村長から提出のあった事業計画書の内容の適切性について、事前点検シート（県実施要領様式2号）を作成するものとし、適切と認められるときは知事に進達するものとする。
なお、地域振興局長等は必要に応じて、市町村長に対して事業の実施に関する資料等の提出を求めることができる。
- 3 知事は、提出された事業計画書について実施要件や指標の妥当性等から内容を審査し、適当と認められる場合にこれを承認し、予算の範囲内で市町村長にその旨を通知する。

第4 事業計画の変更

- 1 市町村長は、当該事業計画の内容を著しく変更して実施する必要がある場合、速やかに変更事業計画を作成し、地域振興局長等を経由して知事に提出するものとする。
なお、著しい変更とは以下に示す場合を指す。
 - (1) 事業実施主体の変更
 - (2) 事業実施主体の新設又は廃止
 - (3) 個別指標の追加・変更又は廃止
 - (4) 機械及び施設の変更又は追加
 - (5) 施工箇所又は施工場所の変更
 - (6) 交付金の増額又は30%を超える減額となる場合
- 2 地域振興局長等は、市町村長から提出のあった変更事業計画書を審査し、やむを得ないと認められるときは知事に進達するものとする。
- 3 知事は、提出された変更事業計画内容がやむを得ないと認められるときはこれを承認し、市町村長にその旨を通知する。

第5 事業の内容及び採択基準等

交付金の事業の内容及び、事業実施主体については、国交付要綱の別表2の1の(3)の③「特用林産振興施設等の整備」及び県交付金交付要綱別表J-7による。また、事業の採択基準等は、国実施要領の別表2の1の13「特用林産物活用施設等整備」及び、県交付金交付要綱附表1-4の「特用林産物活用施設等の整備」による。

第6 交付事務及び事業遂行のための報告等

1 着手報告

事業の着手は、県交付金交付要綱に基づく交付金交付決定後に行うものとする。ただし、第3の3の事業計画の承認後に、やむを得ない事業により交付決定前の着手を必要とする場合は、県実施要領第12に規定する交付決定前着手に係る届出を行うものとする。

市町村長は事業に着手したときは、その日から7日以内に着手報告書（別記様式第2号）を知事に提出する。

2 遂行状況報告

市町村長は、県交付金交付要綱に規定する事業の状況報告について、交付決定に係る年度の9月30日現在の状況を、10月10日までに、知事に提出する。

3 完了報告

市町村長は、事業を完了したときは、速やかに完了報告書（別記様式第3号）を、知事に提出するものとする。

4 手戻工事等

市町村長は、工事の完成前に一度実施した工事が災害等により被災し、再工事を必要とする場合は速やかに地域振興局長等に届け出て、その措置について指示を受けること。

第7 検査

知事は、市町村長から事業完了報告書の提出があったときは、速やかに事業完了検査を行うものとする。

完了検査の方法については、「新潟県林業関係補助事業検査規程（昭和48年11月20日付け新潟県告示第1591号）」及び「新潟県林業関係補助事業検査要領（昭和53年10月13日付け林第1310号）」等に基づいて行うものとする。

第8 その他

1 市町村長が、この要領により知事に提出する書類は、地域振興局長等を経由するものとし、提出部数は2部（知事1部、地域振興局長等1部）とする。

2 「新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）」第3条第1項によって地域振興局長等に執行が委任された事業については、第6及び第7において「知事」とあるのを「地域振興局長等」と読み替えるものとする。

附則 この要領は、令和5年6月19日から施行する。

附則 この要領は、令和7年5月21日から施行する。

附則 この要領は、令和8年5月27日から施行する。

施行地	
-----	--

年度

林業・木材産業循環成長対策事業

(特用林産振興施設等の整備)

(変更) 事業計画書

市町村名

年 月 日

別記様式第1号の3

4 個別の機械・施設等の内容

メニュー	事業種目	実施市町村	事業実施主体	事業内容	工種	事業費 (千円)	交付金 (国費) (千円)	費用対 効果 分析 結果	公庫 資金	受益 戸数	備考
計											
計											
合計											
総計											

(注)

- 1 該当するメニュー、事業種目、事業内容及び工種等については、「新潟県林業関係交付金交付要綱」附表1-4に準じて記載すること。
- 2 実施市町村は、施設等整備を予定している市町村名を記載すること。
- 3 事業実施主体ごとに計、メニューごとに合計及び全ての計を総計に記載すること。
- 4 交付対象物件を担保にし、自己資金の全部又は一部について国の融資制度を受ける場合には、備考欄に「融資該当有」と記載すること。
- 5 日本政策金融公庫資金の林業構造改善事業推進資金（補助事業を用いないが事業計画と一体となって実施する単独融資事業も含む。）又は農林漁業施設資金を希望する場合は、「公庫資金」の欄に「○」を付すこと。
- 6 その他（該当する場合は、備考欄に記載のこと。）
 - (1) 施設の貸付けを行うものにあつては、貸付けを受ける（計画している。）事業実施主体名を備考欄に記入する。
 - (2) 加算指標がある場合は、「加算指標あり：○○○（指標名）」と記入すること。

※行については適宜加除のこと。

別記様式第1号の4

5 機械・施設等の導入計画

事業における契約数一覧（事業に係る契約全てについて記載する）

事業実施主体	機械・施設・ 工種等	事業費 (千円)	承認申請時に、メーカー・機種を決定 する場合はその理由	契約方法	指名競争入札、随意契約の場合は その理由
	合計事業費				

※契約方法については、一般競争入札、指名競争入札、随意契約の別を記載する。

事業実施主体の消費税等納税対応状況確認表

事業実施主体		確 認 該当する 欄に○	交付金	消費税 報告
課税業者	市町村等、簡易課税業者、免税業者以外の事業者		税抜	不要
市町村等	地方公共団体又は消費税法第60条第4項に該当する人格のない社団等が事業実施主体であるもの		税込	不要
簡易課税業者	消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した事業者		税込	※
免税業者	消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者		税込	※

※ 実績報告後、消費税の申告により仕入税額控除の対象となる消費税相当額が明らかになる場合には、県交付金交付要綱に定める報告が必要。

添付資料

- 1 組織規約、組織体系、登記簿証本
- 2 経営状態の分かる資料
- 3 利用計画、受益範囲
- 4 収支計画
- 5 資金計画、償還計画
- 6 現地写真
- 7 工程表
- 8 設計図書関係
 - ・概略又は実施設計図書
 - ・整備コスト等の低減根拠
 - ・図面（位置図、平面図、立面図等）
- 9 構造・規模決定根拠
- 10 土地利用計画に関する資料
- 11 運営管理方針・計画
- 12 生産工程管理手法（GAP）の導入※該当する場合のみ
- 13 地域・市町村内の類似施設整備状況
- 14 選定経営体との連携状況が分かるもの（木材安定取引協定等の写し）
- 15 地域の木材利用量が分かるもの（木材安定取引協定等の写し）
- 16 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：【林業】）」【事業者向け】又は【事業者団体向け】 チェックシート
- 17 「みどりチェック」チェックシート（林業事業者等向け）又は「みどりチェック」チェックシート（その他民間事業者・自治体等向け）
- 18 費用対効果分析結果報告書
- 19 各指標の算出根拠
- 20 その他
 - ・建物登記簿※新築以外、該当する場合のみ
 - ・固定資産管理規定
 - ・事業導入を決定した臨時総会、役員会等の議事録
 - ・事業関係者との調整内容、意見
 - ・事業費概ね 5,000 万円以上は専門家による経営診断結果

※特認団体による協議がある場合には、国実施要領に定める様式 10 の特認団体協議書を添付

別記様式第2号

林業・木材産業循環成長対策事業（特用林産振興施設等の整備）工事着手報告書

第 号
年 月 日

新潟県知事 様

市町村長

年 月 日付け 第 号で交付金交付決定のあった 年度林業・木材産業循環成長対策事業（特用林産振興施設等の整備）の下記事業に着手したので報告します。

記

事業実施主体		
施工箇所		
着手年月日		
完了予定年月日		
施 行 内 容	施工方法	直営、請負の別
	契約者氏名 (会社名等)	住所 商号 代表者氏名
	契約金額	
	工事内容	
摘 要	設計書番号	
	認定事業費	円

(添付書類)

- 請負契約書写し
- 入札経過書
- 着手届の写し
- 工程表の写し

別記様式第3号

林業・木材産業循環成長対策事業（特用林産振興施設等の整備）工事完了報告書

第 号
年 月 日

新潟県知事 様

市町村長

年 月 日付け 第 号で交付金交付決定のあった 年林業・木材産業循環成長対策事業（特用林産振興施設等の整備）について、下記事業が完了したので報告します。

記

事業実施主体		
施工箇所		
着手年月日		
完了予定年月日		
施 行 内 容	施工方法	直営、請負の別
	契約者氏名 (会社名等)	住所 商号 代表者氏名
	契約金額	
	工事内容	
摘 要	設計書番号	
	認定事業費	円

(添付書類)

出来高設計書

工事施工前写真

工事完了写真

検査調書（市町村工事の場合は工事引取検査調書の写し）

「みどりチェック」チェックシート（林業事業者等向け）又は「みどりチェック」チェックシート（その他民間事業者・自治体等向け）

別記8

林業・木材産業循環成長対策事業（木造公共建築物等の整備）実施要領

第1 目的

この事業は、公共建築物等での木材利用を定着させるため、県民の多くが利用する施設の木造・木質化を支援することにより、木材利用への理解を深める場を提供し、他の公共的施設や民間住宅への利用促進を図る。

第2 交付の条件

この交付金は、県実施要領の別紙1に掲げる事項を条件として交付するものとし、交付決定に際し県実施要領の別紙1及び別記を付すものとする。

第3 事業計画の作成

- 1 市町村長は、事業の要望に係る個別の施設の具体的内容について事業計画書（別記様式第1号）を作成し、所管する地域振興局長を経由して知事に提出する。
- 2 地域振興局長は、市町村長から提出のあった事業計画書を審査及び、事業計画チェックリスト（別紙様式第5号）を作成し、適切と認められるときは知事に進達するものとする。
なお、地域振興局長は、必要に応じて、市町村長に対して事業の実施に関する資料等の提出を求めることができる。
- 3 知事は、提出された事業計画書について実施要件や指標の妥当性等から内容を審査し、適当と認められる場合にこれを承認し、予算の範囲内で市町村長にその旨を通知する。

第4 事業計画の変更

- 1 市町村長は、当該事業計画の内容を著しく変更して実施する必要性が生じた場合、速やかに変更事業計画を作成し、地域振興局長を経由して知事に提出するものとする。
なお、著しい変更とは以下に示す場合を指す。
 - （1）事業実施主体の変更
 - （2）事業実施主体の新設又は廃止
 - （3）個別指標の追加・変更又は廃止
 - （4）施工箇所又は施工場所の変更
- 2 地域振興局長は、市町村長から提出のあった変更事業計画書を審査し、やむを得ないと認められるときは知事に進達するものとする。
- 3 知事は、提出された変更事業計画内容がやむを得ないと認められるときは

これを承認し、市町村長にその旨を通知する。

第5 事業の内容及び採択基準等

事業の内容及び、事業実施主体については、国交付要綱別表2の1の(3)の④「木造公共建築物等の整備」及び県交付金交付要綱別表J-8による。また、事業の採択基準等は、国実施要領別表2の1の14「木造公共施設整備」による。

第6 交付事務及び事業遂行のための報告等

1 着手報告

事業の着手は、県交付金交付要綱に基づく交付金交付決定後に行うものとする。ただし、第3の3の事業計画の承認後に、やむを得ない事情により交付決定前の着手を必要とする場合は、県実施要領第12に規定する交付決定前着手に係る届出を行うものとする。届には、交付決定前着手事業の内容(別記様式第2号)を添付書類として届け出ること。

市町村長は事業に着手したときは、その日から7日以内に着手報告書(別記様式第3号)を知事に提出する。

2 遂行状況報告

市町村長は、県交付金交付要綱に規定する事業の状況報告について、交付決定に係る年度の9月30日現在の状況を、10月10日までに、知事に提出する。

3 完了報告

市町村長は、事業を完了したときは、速やかに完了報告書(別記様式第4号)を、知事に提出するものとする。

4 手戻工事等

市町村長は、工事の完成前に一度実施した工事が災害等により被災し、再工事が必要とする場合は速やかに地域振興局長に届け出て、その措置について指示を受けること。

第7 検査

知事は、市町村長から事業完了報告書の提出があったときは、速やかに事業完了検査を行うものとする。

完了検査は、「新潟県林業関係補助事業検査規程(昭和48年11月20日付け新潟県告示第1591号)」及び「新潟県林業関係補助事業検査要領(昭和53年10月13日付け林第1310号)」等に基づいて行うものとする。

第8 施設の管理等

市町村長は、善良な施設の管理、運営及び県産材の普及を行うこととし、当該施設には県産材を使用して整備されたことを利用者等に明示するための標識などを設置

する。

また、市町村長は本事業における木材利用を通じて社会的な課題解決に資するよう努めるものとする。

第9 達成状況報告

県実施要領第7に規定する目標達成状況報告には、施設のパンフレット等概要の分かるもの、施設の利用状況の分かる書類(写真等)、図面(施設配置図、平面図、立面図等)、事業対象施設における木材利用を通じて解決を図る社会的課題の内容及びその度合いを測る指標をとりまとめたもの、その他必要な書類を添付書類として提出すること。

第10 その他

- 1 市町村長が、この要領により知事に提出する書類は、地域振興局長を経由するものとし、提出部数は2部(知事1部、地域振興局長1部)とする。
- 2 「新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)」第3条第1項によって地域振興局長に執行が委任された事業については、第6及び第7において「知事」とあるのを「地域振興局長」と読み替えるものとする。

附則 この要領は、令和5年6月19日から施行する。

附則 この要領は、令和6年5月23日から施行する。

附則 この要領は、令和7年5月21日から施行する。

附則 この要領は、令和8年5月27日から施行する。

年度

林業・木材産業循環成長対策事業
(木造公共建築物等の整備) 事業計画書

市町村名

年 月 日

1 事業の概要

事業実施 主体名		事業実施後 の管理者				
事業実施場所		関連する 補助事業名				
事業種目 (施設種別)		事業の内容 (新築・改築・増築 、内装、外構等)				
主な用途						
期待できる 事業効果						
事業 費	項目	総事業費 (円)	事業費負担区分			
			県補助金 (円)	その他補助金 (円)	事業実施 主体 (円)	その他 (円)
	計					
事業着手予定年月日						
事業完了予定年月日						

2 補助金額の算定

「木造公共施設、木製外構施設、附帯施設」と「木質内装」の併用は不可。

(1) 木造公共施設、木製外構施設、附帯施設

① 特にモデル性が高い等の要件に該当する場合

木造公共施設の場合

補助金額 (円) (A)=(B)×1/2	当該補助に係る建築 工事費 (円) (B)

注) 補助金額は、千円未満切り捨て。

② 特にモデル性が高い等の要件に該当しない場合

木造公共施設の場合

補助金額 (円) (A)=(B)×0.15	当該補助に係る建築 工事費 (円) (B)

注) 補助金額は、千円未満切り捨て。

(2) 木質内装

補助金額 (円) (A)=(B)×0.0375	当該補助に係る建築 工事費 (円) (B)

注) 補助金額は、千円未満切り捨て。

3 使用木材調書

[施設整備に使用する木材の品目・数量]

使用木材種別	主たる樹種	使用数量(m3)
木材		
うち地域材		
うち合法性確認証明木材等		
(木造公共施設の場合) うちJAS製材品		

4 採択要件の確認

① 施設の規模 (延べ床面積300平方メートル以上)

延床面積(m2)	
----------	--

② 地域材利用量

○木造公共施設の場合 (床面積1平方メートルあたり地域材利用量0.18立方メートル以上)

当該補助に係る施設の 地域材使用量 (m3) (A)	延べ床面積 (m2) (B)	割合 (C) = (A) / (B)

③ 施工面積

○木質内装の場合 (木質内装を行う床及び壁等の合計面積が300平方メートル以上であり、そのうち地域材が50%以上使用されること)

内装合計面積 (m2)	
地域材使用率 (%)	

④ 利用者 (公共建築物のうち、不特定多数の利用者が年間延べ1000人以上利用することが見込まれる施設であること)

不特定多数の利用者数 (人/年)	
------------------	--

⑤ 費用対効果 1.0以上

費用対効果分析の計算結果	B / C =
--------------	---------

⑥ 木質内装の場合 (木質内装の対象施設の耐用年数の残存期間が10年以上)

対象施設の耐用年数	完成年月日	耐用年数の残存期間 (時点)

⑦ 補助施設の所在市町村における木材利用方針の策定

「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づいた市町村方針を策定しているか。 策定していない場合、いつ頃策定予定か。 (※交付申請時には方針策定されていること。)	有 ・ 無 年 月頃
---	------------------

⑧ 公立学校施設の整備の場合

県又は市町村教育担当部局等との間において、用地使用の承認等の手続きが的確に行われているか	済 ・ 未
余裕教室の木質内装の整備については、用途変更が的確に行われているか	済 ・ 未
学校施設の木質内装の整備については、文部科学省、農林水産省、林野庁、国土交通省及び環境省の4省庁が連携したエコスクール推進施策に係る事業について認定を受けているか (認定を証する書類の写しを添付すること)	有 ・ 無

⑨ 県産材使用量〔事業種目別基準（県）〕

当該補助に係る施設の 県産材使用量 (m3) (A)	当該補助に係る施設の 総木材使用量 (m3) (B)	割合 (C) = (A) / (B)
$(C) \geq 0.6 \Rightarrow$ 採 択 $(C) < 0.6 \Rightarrow$ 非採択		

5 採択優先度の判定

<p>[木材利用の特徴]</p> <p>当該補助に係る施設の木造・木質化についての先駆性、地域におけるシンボル性など、モデルとなりうる特徴を具体的に記載すること。</p>	
<p>[事業指標]</p> <p>① 事業実施5年後の施設利用者計画数(延べ人/年) (根拠も記載すること)</p> <p>② 単位面積あたりの地域材利用量 (m3)</p> <p>③ 単位面積あたりの事業費 (千円/m2)</p> <p>④ CLT利用量 (m3)</p> <p>⑤ 選定経営体が生産する木材が使われやすくなる仕組みの構築(別記様式第1号の2に記載)</p>	
<p>[建築物木材利用促進協定の締結]</p> <p>「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づいた建築物木材利用促進協定を締結しているか。</p>	
<p>[県産材製品の調達方法]</p> <p>調達予定製材工場：</p>	
<p>県産材製品を設計図書(仕様書等)に明記</p>	
<p>有 ・ 無</p>	
<p>[県産材の良さを県民等に広く普及していくための工夫]</p>	
<p>① 県産材使用の標識等の規格</p>	<p>(サイズ c m × c m、 基数 基)</p>
<p>② 施設の木造・木質化の周知</p> <p>※木造公共施設にあつては、施設の整備中及び整備後に、木質内装にあつては、木質内装の整備後に、県等と連携して、地域の住民及び施設の利用者等を対象に、施設の見学会等を行うこととし、その際、建築物への木材利用の意義や、選定経営体の取組等についての普及啓発活動を行うこと。</p>	<p>●時期 月 ●回数 回</p> <p>●周知予定人数 延べ 人</p> <p>●周知方法</p> <p>(見学会等、新聞、テレビ、ラジオ、ホームページ、パンフレット、その他())</p> <p>【 具体例 】</p>
<p>③ その他、県産材をPRする工夫</p>	

添付書類：位置図、平面図、現況写真(カラー)、概略設計図書(補助金額の根拠が分かる図面)、延床面積根拠計算書(内装費の場合は内装に係る延床面積の計算書)、使用木材数量計算書(総木材、国産材、地域材それぞれの計算書)、および申請者の組織概要がわかる資料(登記簿謄本の写し、組織規約、名簿等)、消費税の納税対応状況確認表を添付して下さい。

別記様式第1号の2 木造公共事業計画添付資料

都道府県名	新潟県	実施箇所		事業実施主体名		施設名	
-------	-----	------	--	---------	--	-----	--

・ 交付率 1 / 2 となる施設の概要 (交付率が 1 / 2 以内となる施設について、その概要を具体的に御記入下さい)

・ 川上との連携の概要

・ 木材利用による社会的課題解決の内容

事業実施主体の消費税等納税対応状況確認表

事業実施主体		確 認 該当する 欄に○	交付金	消費税 報告
課税業者	市町村等、簡易課税業者、免税業者以外の事業者		税抜	不要
市町村等	地方公共団体又は消費税法第60条第4項に該当する人格のない社団等が事業実施主体であるもの		税込	不要
簡易課税業者	消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した事業者		税込	※
免税業者	消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者		税込	※

※ 実績報告後、消費税の申告により仕入税額控除の対象となる消費税相当額が明らかになる場合には、県交付金交付要綱に定める報告が必要。

交付決定前着手事業の内容

事業実施 主体名		事業実施後 の管理者				
事業実施場所		関連する 補助事業名				
事業種目 (施設種別)		事業の内容 (新築・改築・増築、内 装、外構等)				
主な用途						
期待できる 事業効果						
事業 費	項目	総事業費 (円)	事業費負担区分			
			県補助金 (円)	その他補助金 (円)	事業実施主体 (円)	その他 (円)
	計					
事業着手予定年月日						
事業完了予定年月日						

添付書類：実施設計図書

※事前着手の条件

- 1 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議がないこと。
- 2 当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間においては、事業計画の変更を行わないこと。

新潟県知事 様

市町村長

林業・木材産業循環成長対策事業（木造公共建築物等の整備）着手報告書

年度林業・木材産業循環成長対策事業（木造公共建築物等の整備）の下記事業に着手したので、林業・木材産業循環成長対策事業（木造公共建築物等の整備）実施要領第5の1の規定に基づき報告します。

記

事業実施 主体名		事業実施後 の管理者				
事業実施場所		関連する 補助事業名				
事業種目 (施設種別)		事業の内容 (新築・改築・増築 、内装、外構等)				
主な用途						
期待できる 事業効果						
事業 費	項目	総事業費 (円)	事業費負担区分			
			県補助金 (円)	その他補助金 (円)	事業実施主体 (円)	その他 (円)
	計					
事業着手年月日						
事業完了予定年月日						

新潟県知事 様

市町村長

林業・木材産業循環成長対策事業（木造公共建築物等の整備）工事完了報告書

年度林業・木材産業循環成長対策事業（木造公共建築物等の整備）の下記事業の工事が完了したので、林業・木材産業循環成長対策事業（木造公共建築物等の整備）実施要領第5の2の規定に基づき報告します。

記

事業実施 主体名		事業実施後 の管理者				
事業実施場所		関連する 補助事業名				
事業種目 (施設種別)		事業の内容 (新築・改築・増築 、内装、外構等)				
主な用途						
期待できる 事業効果						
事業 費	項目	総事業費 (円)	事業費負担区分			
			県補助金 (円)	その他補助金 (円)	事業実施主体 (円)	その他 (円)
	計					
事業着手年月日						
工事完了年月日						

添付書類：精算設計図書、竣工写真、県産材のPR状況を確認できる図書等（標識等の図面や写真、パンフレットや新聞、ホームページの写し等）、
「みどりチェック」チェックシート（林業事業者等向け）又は「みどりチェック」チェックシート（その他民間事業者・自治体等向け）

チェックリスト

メニュー名 :	事業種目 :		事業実施主体 :
項 目	チェック欄	備考欄	考え方
1 採択基準	/	/	採択基準欄のうち一つでも×があれば、不採択。
ア 木造公共施設の場合、当該補助に係る施設Aの地域材の利用量が、床面積1m ² あたり、0.18m ³ 以上となっているか。			特殊な構法又は用途によるものはこの限りでない
イ 木質内装の場合、木質内装を行う床及び壁等の合計面積が300m ² 以上であり、そのうち地域材が50%以上使用されているか。			
ウ 対象施設の延べ床面積が300m ² 以上か。			
エ 木造公共施設の場合、構造耐力上主要な部分にJAS 製材品を使用しているか。			除外規定あり 県要綱附表1-5 (2) ②
オ 木造公共施設の場合、施設の整備中及び整備後に、木質内装の場合は、木質内装の整備後に、県等と連携して、地域の住民及び施設の利用者等を対象に、施設の見学会等の普及啓発活動を行うか。			
カ 木造公共施設の整備に必要な資材等の調達を行う場合、木造公共施設の整備に必ず使用される資材等であることが事業計画等により明らかであるか。			木造公共施設の整備に必要な資材等の調達を行う場合のみ記入。 その他の場合は「-」を記入。
キ 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものであるか。			
2 細則			細則欄のうち一つでも×があれば、不採択。
ア 製材等や「クリーンウッド法」の対象となっている木材等について、原則として合法性確認証明木材等を使用しているか。また、対象となっている木材等を再利用する場合、原則として、再利用前において合法性確認証明木材等であったことを確認できるか。			
イ 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(以下、都市の木造化推進法という。)第2条第2項及び同法施行令第1条に規定する公共建築物のうち、不特定多数の利用者が年間延べ1000人以上利用することが見込まれる施設であるか。			
ウ 費用対効果分析は算定要領に基づいて実施しているか。			
エ 上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか。			
オ 当該補助施設における木材利用を通じて解決を図る社会的課題の内容及びその度合いを測る指標を取りまとめているか。			

メニュー名 :		事業種目 :		事業実施主体 :
項目		チェック欄	備考欄	考え方
	木質内装の場合、木質内装の対象施設の耐用年数の残存期間が10年以上ある施設であるか。			
キ	既存施設において木質内装を実施する場合、当該施設と同様の施設を事業実施時点で新築した場合の建築費を試算し交付対象経費としているか。			既存施設において木質内装を実施する場合のみ記入。 その他の場合は「-」を記入。
ク	当該補助施設の所在市町村において、都市の木造化推進法に規定する国の基本方針に即した都道府県方針に即した市町村方針を策定しているか。			事業主体にかかわらず記入。未策定の場合は、交付申請までに策定必要。
ケ	都市の木造化推進法に基づく建築物木材利用促進協定を締結する場合、事業計画の提出時までに協定が締結されているか。			建築物木材利用促進協定を締結する場合のみ記入。 その他の場合は「-」を記入。
コ	公立学校施設の整備の場合、県又は市町村教育担当部局等との間において、用地使用の承認等の手続きが的確に行われているか。			公立学校施設を整備する場合のみ記入。 その他の場合は「-」を記入。
カ	公立学校施設の整備の場合、余裕教室の木質内装の整備については、用途変更が的確に行われているか。			
シ	公立学校施設の整備の場合、木質内装の整備については、文部科学省、農林水産省林野庁、国土交通省及び環境省の4省庁が連携したエコスクール推進施策に係る事業について認定を受けているか。			
3	事業種目別基準（県） 当該補助に係る施設の総木材量の内、県産材の占める割合が6割以上となっているか。			×の場合、不採択。
4	施設の維持・管理に関する規則や計画を策定しているか。			管理運営に関する規則や計画を策定している（若しくは策定予定）か。
5	施設等の利活用の見通し			
ア	近隣市町村の類似施設の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。			
イ	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を踏まえているか。			対象者や時期による利用者数の増減等の実態に即した利用形態となっているか。

(注) チェック欄には、該当する項目を満たしていることを確認し「○」を、該当なしの場合は「-」を記入すること。
(必要に応じて名称等を記入。)

別記9

林業・木材産業循環成長対策事業（木材流通施設復旧対策）実施要領

第1 目的

この事業は自然災害等により被災した地域における林業・木材産業の回復及び生業の再建に向けた被災施設等の再整備を目的とする。

第2 交付の条件

この交付金は、県実施要領の別紙1に掲げる事項を条件として交付するものとし、交付金の交付決定に際し県実施要領の別紙1及び別記を付すものとする。

第3 事業計画の作成

- 1 事業実施主体は、事業の要望に係る個別の機械・施設の具体的内容について事業計画書（別記様式第1号）を作成し、所管する地域振興局長を経由して知事に提出する。
- 2 地域振興局長は、事業実施主体から提出のあった事業計画書の内容の適切性について、事前点検シート（県実施要領様式2号）を作成するものとし、適切と認められるときは知事に進達するものとする。
なお、地域振興局長は必要に応じて、事業実施主体に対して事業の実施に関する資料等の提出を求めることができる。
- 3 知事は、提出された事業計画書について実施要件や指標の妥当性等から内容を審査し、適当と認められる場合にこれを承認し、予算の範囲内で事業実施主体にその旨を通知する。

第4 事業計画の変更

- 1 事業実施主体は、当該事業計画の内容を著しく変更して実施する必要がある場合、速やかに変更事業計画を作成し、地域振興局長を経由して知事に提出するものとする。
なお、著しい変更とは以下に示す場合を指す。
 - (1) 事業実施市町村の変更
 - (2) 木材流通施設の変更又は追加
 - (3) 交付金の増額及び30%を超える減額となる場合
 - (4) 個別指標の追加・変更又は廃止
- 2 地域振興局長は、事業実施主体から提出のあった変更事業計画書を審査し、やむを得ないと認められるときは知事に進達するものとする。
- 3 知事は、提出された変更事業計画内容がやむを得ないと認められるときはこれを承認し、事業実施主体にその旨を通知する。

第5 事業の内容及び採択基準等

交付金の事業の内容及び採択基準については、国交付要綱別表2の1の(3)の①「木材加工流通施設等の整備」及び県交付金交付要綱別表J-9による。また、事業の採択基準等は、国実施要領別表2の1の8「木材加工流通施設整備」、9「森林バイオマス等活用施設整備」による。

第6 交付事務及び事業遂行のための報告等

1 着手報告

事業の着手は、県交付金交付要綱に基づく交付金交付決定後に行うものとする。ただし、第3の3の事業計画の承認後に、やむを得ない事情により交付決定前の着手を必要とする場合は、県実施要領第12に規定する交付決定前着手に係る届出を行うものとする。

事業実施主体は事業に着手したときは、その日から7日以内に着手報告書（別記様式第2号）を知事に提出する。

2 遂行状況報告

事業実施主体は、県交付金交付要綱に規定する事業の状況報告について、交付決定に係る年度の9月30日現在の状況を、10月10日までに、知事に提出する。

3 完了報告

事業実施主体は、事業を完了したときは、速やかに完了報告書（別記様式第3号）を、知事に提出するものとする。

4 手戻工事等

事業実施主体は、工事の完成前に一度実施した工事が災害等により被災し、再工事を必要とする場合は速やかに地域振興局長に届け出て、その措置について指示を受けること。

第7 検査

知事は、事業実施主体から事業完了報告書の提出があったときは、速やかに事業完了検査を行うものとする。

完了検査は、「新潟県林業関係補助事業検査規程（昭和48年11月20日付け新潟県告示第1591号）」及び「新潟県林業関係補助事業検査要領（昭和53年10月13日付け林第1310号）」等に基づいて行うものとする。

第8 その他

1 事業実施主体が、この要領により知事に提出する書類は、地域振興局長を経由するものとし、提出部数は2部（知事1部、地域振興局長1部）とする。

2 「新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）」第3条第1項によって地域振興局長に執行が委任された事業については、第6及び第7において「知事」とあるのを「地域振興局長」と読み替えるものとする。

附則 この要領は令和6年3月12日から施行し、令和6年1月1日以降に事業実施主体が行う取組について適用する。

附則 この要領は令和6年5月23日から施行する。

附則 この要領は令和7年5月21日から施行する。

附則 この要領は令和8年5月27日から施行する。

年度

林業・木材産業循環成長対策事業
(木材流通施設復旧対策) 事業計画書

事業種目：

事業実施主体名

年 月 日

別記様式第1号の2

1 事業の目的

※ 機械・施設等復旧の必要性を全体指標、及び個別指標の達成の観点等から記載

2 個別指標「地域材利用量（加工量、流通量、乾燥量、JAS構造用製材量）」

（単

位：原木換算m³、%）

採択基準	現状値		目標値			備考
	数値	年度	数値	年度	増加量	
地域材利用量 （加工量、流通量、乾燥量、 JAS構造用製材量） ※いずれか1つを選択						

※国実施要領別表4「個別指標のガイドライン」に基づき記載する。

3 個別の機械・施設等の内容

メニュー	事業種目	実施市町村	事業実施主体	工種又は施設区分	事業費 (千円)	交付金 (国費) (千円)	受益 戸数	備考
計								
計								
合計								

- 1 国実施要領別表1及び2の該当メニュー、事業種目、事業内容、工種又は施設区分①～④（必要に応じて具体名を併せて記載）及び数量を記載すること。
- 2 実施市町村は、施設等整備を予定している市町村名を記載すること。
- 3 事業実施主体ごとに計、メニューごとに合計及び全ての計を総計に記載すること。
- 4 交付対象物件を担保にし、自己資金の全部又は一部について国の融資制度を受ける場合には、備考欄に「融資該当有」と記載すること。

事業実施主体の消費税等納税対応状況確認表

事業実施主体		確 認 該当する 欄に○	交付金	消費税 報告
課税業者	市町村等、簡易課税業者、免税業者以外の事業者		税抜	不要
市町村等	地方公共団体又は消費税法第60条第4項に該当する人格のない社団等が事業実施主体であるもの		税込	不要
簡易課税業者	消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した事業者		税込	※
免税業者	消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者		税込	※

※ 実績報告後、消費税の申告により仕入税額控除の対象となる消費税相当額が明らかになる場合には、県交付金交付要綱に定める報告が必要。

添付資料（※事業実施内容により、必要な添付資料を加除すること）

1 概要書

- ① 事業実施主体の位置図
- ② 現状と課題
- ③ 事業導入の経緯及び動機
- ④ 事業実施主体の概要（会社概要、これまでの実績、組織体制、雇用計画等）
- ⑤ J A S 等認定取得状況
- ⑥ 木材製造高度化計画認定取得状況（公共建築物に部材提供を予定する事業実施主体）
- ⑦ 事業内容
- ⑧ 事業計画概要図（工場位置図、機械施設配置図）
- ⑨ 建物面積計算書（平面図、断面図、構造図等）
- ⑩ 事業実施スケジュール（年間工程表）
- ⑪ 既存施設・機械一覧、補助事業実績一覧
- ⑫ 既存施設と導入する施設の関係
- ⑬ 事業導入後の方向性
- ⑭ 事業関係者との調整内容、意見

2 事業実施の基本方針（地域材の利用計画）

- ① 原材料の調達計画
（調達ルート図、仕入計画）
- ② 木材安定取引協定等の写し（原則概ね5年）
- ③ 生産計画（製品生産計画等）
- ④ 販売実績及び計画
（販売先、製材品の販売先別数量・割合、J A S 製品格付率）
- ⑤ 導入施設の能力、規模、（機種）の決定根拠
（生産計画と導入施設能力の妥当性、メーカーカタログ、参考見積書、設計書等）
- ⑥ 作業フロー図比較表（現状と計画）

3 その他資料

- ① 決算報告書（直近3期分）
- ② 定款
- ③ 法人登記簿謄本
- ④ 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：【木材産業】）（【事業者向け】又は【事業者団体向け】）チェックシート」
- ⑤ 「みどりチェック」チェックシート（林業事業者等向け）又は「みどりチェック」チェックシート（その他民間事業者・自治体等向け）
- ⑥ 労働安全コンサルタント等の専門家の診断書
〔事業実施計画書提出時に未実施の場合は、事業実施翌年度までに実施し提出〕
- ⑦ 収支計画：損益計算書及び貸借対照表（10年間程度）
- ⑧ 資金調達計画
- ⑨ 償還計画（融資を受ける場合）
- ⑩ 計画地の現況写真（計画地を明示）
- ⑪ 計画地地番の公図
- ⑫ 計画地地番の土地登記簿謄本
- ⑬ 固定資産管理規程
- ⑭ 事業導入を決定した臨時総会、役員会等の議事録
- ⑮ 各指標の算出根拠
- ⑯ その他

別記様式第2号

林業・木材産業循環成長対策事業（木材流通施設復旧対策）工事着手報告書

メニュー：

事業種目：

第 号
年 月 日

新潟県知事 様

申請者
住 所
氏名（名称）

年 月 日付け 第 号で交付金交付決定のあった 年度
林業・木材産業循環成長対策事業（木材流通施設復旧対策）の下記事業に着手したので報告します。

記

施工箇所		
着手年月日		
完了予定年月日		
施 行 内 容	施工方法	直営、請負の別
	契約者氏名 (会社名等)	住所 商号 代表者氏名
	契約金額	
	工事内容	
摘 要		設計書番号 認定事業費 円

(添付書類) 請負契約書写し、入札経過書、着手届の写し、工程表の写し

別記様式第3号

林業・木材産業循環成長対策事業（木材流通施設復旧対策）工事完了報告書

メニュー：

事業種目：

第 号
年 月 日

新潟県知事 様

申 請 者
住 所
氏名（名称）

年 月 日付け 第 号で交付金交付決定のあった 年度
林業・木材産業循環成長対策事業（木材流通施設復旧対策）について、下記事業が完了した
ので報告します。

記

施工箇所		
着手年月日		
完了予定年月日		
施 行 内 容	施工方法	直営、請負の別
	契約者氏名 (会社名等)	住所 商号 代表者氏名
	契約金額	
	工事内容	
摘 要	設計書番号	
	認定事業費	円

(添付書類)

出来高設計書

工事施工前写真

工事完了写真

検査調書（市町村工事の場合は工事引取検査調書の写し）

「みどりチェック」チェックシート（林業事業者等向け）又は「みどりチェック」チェ
ックシート（その他民間事業者・自治体等向け）

林業・木材産業循環成長対策事業
(きのこ生産施設等復旧対策) 実施要領

第1 目的

この事業は、自然災害等により被災した地域におけるきのこの安定供給に向けた被災施設等の再整備を目的とする。

第2 交付の条件

この交付金は、県実施要領の別紙1に掲げる事項を条件として交付するものとし、交付金の交付決定に際し、県実施要領の別紙1及び別記を付すものとする。

第3 事業計画の作成

- 1 事業実施主体は、事業の要望に係る個別の機械・施設の具体的内容について事業計画書（別記様式第1号）を作成し、所管する地域振興局長又は地区振興事務所長（以下「地域振興局長等」という。）を経由して知事に提出する。
- 2 地域振興局長等は、事業実施主体から提出のあった事業計画書の内容を審査し、事前点検シート（県実施要領様式2号）を作成するものとし、適切と認められるときは知事に進達するものとする。

なお、地域振興局長等は必要に応じて、事業実施主体に対して事業の実施に関する資料等の提出を求めることができる。

- 3 知事は、提出された事業計画書について実施要件や指標の妥当性等から内容を審査し、適当と認められる場合にこれを承認し、予算の範囲内で事業実施主体にその旨を通知する。

第4 事業計画の変更

- 1 事業実施主体は、当該事業計画の内容を著しく変更して実施する必要がある場合、速やかに変更事業計画を作成し、地域振興局長等を経由して知事に提出するものとする。

なお、著しい変更とは以下に示す場合を指す。

- (1) 事業実施主体の変更
 - (2) 施工箇所又は施工場所の変更
 - (3) 機械・施設及び生産資材の変更又は追加
 - (4) 交付金の増額及び30%を超える減額となる場合
 - (5) 個別指標の追加・変更又は廃止
- 2 地域振興局長等は、事業実施主体から提出のあった変更事業計画書を審査し、やむを得ないと認められるときは知事に進達するものとする。
 - 3 知事は、提出された変更事業計画内容がやむを得ないと認められるときはこれを承認し、事業実施主体にその旨を通知する。

第5 事業の内容及び採択基準等

交付金の事業の内容、事業実施主体及び採択基準については、国交付要綱の別表2の1の(3)の③「特用林産振興施設等の整備」及び県交付金交付要綱別表J-7による。また、事業の採択基準等は、国実施要領の別表2の1の13「特用林産物活用施設等整備」及び、県交付金交付要綱附表1-4の「特用林産物活用施設等の整備」による。

第6 交付事務及び事業遂行のための報告等

1 着手報告

事業の着手は、県交付金交付要綱に基づく交付金交付決定後に行うものとする。ただし、第3の3の事業計画の承認後に、やむを得ない事業により交付決定前の着手を必要とする場合は、県実施要領第12に規定する交付決定前着手に係る届出を行うものとする。

事業実施主体は事業に着手したときは、その日から7日以内に着手報告書（別記様式第2号）を知事に提出する。

2 遂行状況報告

事業実施主体は、県交付金交付要綱に規定する事業の状況報告について、交付決定に係る年度の9月30日現在の状況を、10月10日までに、知事に提出する。

3 完了報告

事業実施主体は、事業を完了したときは、速やかに完了報告書（別記様式第3号）を、知事に提出するものとする。

4 手戻工事等

事業実施主体は、工事の完成前に一度実施した工事が災害等により被災し、再工事を必要とする場合は速やかに地域振興局長等に届け出て、その措置について指示を受けること。

第7 検査

知事は、事業実施主体から事業完了報告書の提出があったときは、速やかに事業完了検査を行うものとする。

完了検査の方法については、「新潟県林業関係補助事業検査規程（昭和48年11月20日付け新潟県告示第1591号）」及び「新潟県林業関係補助事業検査要領（昭和53年10月13日付け林第1310号）」等に基づいて行うものとする。

第8 その他

1 事業実施主体が、この要領により知事に提出する書類は、地域振興局長等を経由するものとし、提出部数は2部（知事1部、地域振興局長等1部）とする。

2 「新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）」第3条第1項によって地域振興局長等に執行が委任された事業については、第6及び第7において「知事」とあるのを「地域振興局長等」と読み替えるものとする。

附 則 この要領は、令和6年3月12日から施行し、令和6年1月1日以降に事業実施主体が行う取組について適用する。

附 則 この要領は、令和7年5月21日から施行する。

附 則 この要領は、令和8年5月27日から施行する。

施行地	
-----	--

年度

林業・木材産業循環成長対策事業

(きのこ生産施設等復旧対策)

(変更) 事業計画書

事業実施主体名

年 月 日

別記様式第1号の2

1 事業の目的

※（機械・施設等の再整備の必要性を施設等個々に設定する個別指標の目標値の達成の観点等から記述。）

2 個別指標

個別指標	単位	現状値 (～年度)	1年目 (年度)	2年目 (年度)	3年目 (年度)	4年目 (年度)	目標年度 (年度)	備考
								復旧率： % 被災前の生産量： t

(注) ①個別指標は品目毎に記載すること。

②現状値は被災日を含まない直近3ヵ年平均を記載することとし、これを被災前の生産量とすること。

3 収支計画

区分	現状値 (年度)	1年目 (年度)	2年目 (年度)	3年目 (年度)	4年目 (年度)	5年目 (年度)
収入(円) ①						
支出(円) ②						
利益(円) ①-②						

別記様式第1号の3

4 個別の機械・施設等の内容

実施市町村	メニュー	事業種目	工種	事業内容	事業費(千円)	交付金(千円)	公庫資金	受益戸数	備考
計									
計									
総計									

(注)

- ① 該当するメニュー、事業種目、事業内容及び工種等については、「新潟県林業関係交付金交付要綱」附表1-7に準じて記載すること。
 - ② 実施市町村は、施設等整備を予定している市町村名を記載すること。
 - ③ メニューごとに計及び全ての計を総計に記載すること。
 - ④ 交付対象物件を担保にし、自己資金の全部又は一部について国の融資制度を受ける場合には、備考欄に「融資該当有」と記載すること。
 - ⑤ 日本政策金融公庫資金の林業構造改善事業推進資金（補助事業を用いないが事業計画と一体となって実施する単独融資事業も含む。）又は農林漁業施設資金を希望する場合は、「公庫資金」の欄に「○」を付すこと。
 - ⑥ 施設の貸付けを行うものにあつては、貸付けを受ける（計画している。）事業実施主体名を備考欄に記入する。
- ※行については適宜加除のこと。

別記様式第1号の4

5 機械・施設の再整備計画

事業における契約数一覧（事業に係る契約全てについて記載する）

No.	機械・施設・工種等	事業費 (千円)	承認申請時に、メーカー・機種を決定する場合はその理由	契約方法	指名競争入札、随意契約の場合はその理由
	計				

※契約方法については、一般競争入札、指名競争入札、随意契約の別を記載する。

事業実施主体の消費税等納税対応状況確認表

事業実施主体		確 認 該当する 欄に○	交付金	消費税 報告
課税業者	市町村等、簡易課税業者、免税業者以外の事業者		税抜	不要
市町村等	地方公共団体又は消費税法第60条第4項に該当する人格のない社団等が事業実施主体であるもの		税込	不要
簡易課税業者	消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した事業者		税込	※
免税業者	消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者		税込	※

※ 実績報告後、消費税の申告により仕入税額控除の対象となる消費税相当額が明らかになる場合には、県交付金交付要綱に定める報告が必要。

添付資料

- 1 定款・規約、組織図、登記簿証本
- 2 直近3ヵ年分の決算書
- 3 利用計画、受益範囲
- 4 収支計画（5ヵ年分）
- 5 資金調達計画、償還計画
- 6 被災状況写真
- 7 工程表
- 8 位置図、施設・土地の所有状況
- 9 設計図書関係（図面等）
- 10 導入機械・施設・生産資材の構造・規模・数量等の決定根拠
- 11 事業費決定根拠としての見積書、購入伝票等
- 12 土地利用計画に関する資料
- 13 機械・施設等管理運営規定
- 14 生産工程管理手法（GAP）の導入状況
- 15 木材安定取引協定等の写し ※該当する場合のみ
- 16 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：【林業】）」【事業者向け】又は【事業者団体向け】 チェックシート
- 17 「みどりチェック」チェックシート（林業事業者等向け）又は「みどりチェック」チェックシート（その他民間事業者・自治体等向け）
- 18 事業導入を決定した臨時総会、役員会等の議事録
- 19 事業関係者との調整内容、意見 ※該当する場合のみ
- 20 その他必要な資料

※特認団体による協議がある場合には、国実施要領に定める様式10の特認団体協議書を添付

別記様式第2号

第 号
年 月 日

新潟県知事 様

申請者
住 所
代表者名

林業・木材産業循環成長産対策事業（きのこ生産施設等復旧対策）着手報告書

年 月 日付け 第 号で交付金交付決定のあった 年度林業・
木材産業循環成長対策事業（きのこ生産施設等復旧対策）の下記事業に着手したので報告
します。

記

施工箇所		
着手年月日		
完了予定年月日		
施 行 内 容	施工方法	直営、請負の別
	契約者氏名 (会社名等)	住所 商号 代表者氏名
	契約金額	
	工事内容	
摘 要	設計書番号	
	認定事業費	円

(添付書類)

請負契約書写し
入札経過書
着手届の写し
工程表の写し

別記様式第3号

第 年 月 日

新潟県知事 様

申請者
住 所
代表者名

林業・木材産業循環成長産対策事業（きのこ生産施設等復旧対策）完了報告書

年 月 日付け 第 号で交付金交付決定のあった 年林業・木材産業循環成長対策事業（きのこ生産施設等復旧対策）について、下記事業が完了したので報告します。

記

施工箇所		
着手年月日		
完了予定年月日		
施 行 内 容	施工方法	直営、請負の別
	契約者氏名 (会社名等)	住所 商号 代表者氏名
	契約金額	
	工事内容	
摘 要	設計書番号	
	認定事業費	円

(添付書類)

出来高設計書

工事施工前写真

工事完了写真

検査調書（市町村工事の場合は工事引取検査調書の写し）

「みどりチェック」チェックシート（林業事業者等向け）又は「みどりチェック」チェックシート（その他民間事業者・自治体等向け）